

## フランス会社法 (1)

加 藤 徹  
小 西 みも恵  
笹 川 敏 彦  
高 田 尚 彦

### は し が き

フランスでは、現行会社法の旧法ともいふべき、1966年7月24日法 (Loi n° 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales.) が存在した。同法については、大阪大学名誉教授・故山口幸五郎先生と加藤 徹が、かつて、この法律とその付属法令である1967年3月23日デクレ (Décret n° 67-236 du 23 mars 1967.) の全条文の翻訳を掲載し、当時としての旧条文の翻訳、および各条文に該当するドイツ法および日本法の規定に言及し、同時に、簡単ではあるが全条文に逐条の注釈をつけて、公表したことがある (山口幸五郎=加藤徹「フランス新会社法 (1)~(15・完)」『阪大法学』67号~86号 (1968年~1973年))。

その後、この1966年法および1967年デクレは、多くの改正を受けていたが、1966年法は、最終的には2003年1月3日法により承認された2000年9月18日オールドナンス (Ord. n° 2000-912 du 18 sept. 2000, ratifiée par L. du 3 janv. 2003.) によって商法典の中に組み込まれ、1967年デクレもまた、2007年3月25日デクレ (Décret n° 2007-431 du 25 mars 2007.) により、商法典の規則の部に組み入れられた。その後、さらに多くの改正がなされている。

本研究は、1966年の旧会社法に関する前記研究成果をアップデートなものにするという意図のもとに、とりあえず、現行商法典の法律の部・第2編「商事会社および経済利益団体」と規則の部のこれに対応する条文の翻訳に、

研究対象を絞りこんで検討を行ったものである。

本稿の構成としては、まず基本法である民法典の会社 (société) に関する規定および付属デクレの条文を邦訳し、次いで商法典の規定とこれに対応する規則の条文の翻訳を、順次掲載していく予定である。

この研究には、関西学院大学名誉教授・加藤 徹と、佐賀大学経済学部准教授・小西みも恵、および札幌学院大学法学部准教授・笹川敏彦の3名が中核的メンバーとして執筆し、随時、流動的に、各項目・分野それぞれについての担当者を加えて、合同的に研究を行い、その成果を公表することにしている。いわゆる合著の形式をとる。

現行フランス会社法の条文についての公刊された翻訳は、現時点では存在していない。それゆえ、このような本研究にも、些かなりの価値があるものと思料する。

なお、各条文に付けた表題は、筆者において付したものであること、また条文中の①・②……の数字は、これも読者の方が理解しやすいように、「項」ごとに、筆者の責任で付けたものであること<sup>(1)</sup>をお断りしておきたい。

## 目 次

### 民法典

#### 序編 法律の公布・効力および適用一般

#### 第1部 人 (略)

#### 第2部 財および所有権の諸制限 (略)

#### 第3部 所有権の取得の諸方法

##### 一般規定 (略)

##### 第1編 相続 (略)

##### 第2編 無償贈与 (略)

##### 第3編 契約または合意的債務関係一般 (略)

---

(1) 本稿掲載の目次および各条文の内容については、各号発行時における Dalloz 社の最新の “Droit des sociétés” および各号発行時における Legifrance のサイト (<http://www.legifrance.gouv.fr>) を参照した。

- 第4編 合意なくして成立する義務（略）
- 第4編の2 欠陥製品の事実に対する責任（略）
- 第5編 婚姻契約および夫婦財産制（略）
- 第6編 売買（略）
- 第7編 交換（略）
- 第8編 賃貸借契約（略）
- 第8編の2 不動産開発契約（略）
- 第9編 会社（第1832条～第1873条）
  - 第1章 一般規定（第1832条～第1844-17条）
  - 第2章 民事会社（第1845条～第1873条）
    - 第1節 一般規定（第1845条～第1845-1条）
    - 第2節 業務執行（第1846条～第1851条）
    - 第3節 合議による決議（第1852条～第1854条）
    - 第4節 社員の情報収集（第1855条～第1856条）
    - 第5節 第三者に対する社員の責任（第1857条～第1860条）
    - 第6節 会社持分の譲渡（第1861条～第1868条）
    - 第7節 社員の退社または死亡（第1869条～第1870-1条）
  - 第3章 匿名私会社（第1871条～第1873条）
- 第9編の2 共有の権利の行使に関する約定（略）
- 第10編 賃借（略）
- 第11編 寄託および係争物寄託（略）
- 第12編 射幸契約（略）
- 第13編 委任（略）
- 第14編 信託（略）
- 第15編 和解（略）
- 第16編 仲裁（略）
- 第17編 参加手続の約定（略）
- 第18編 先取特権（削除）
- 第19編 不動産の差押および売却価格の分配（削除）
- 第20編 消滅時効（略）

第21編 所有および取得時効（略）

第4部 保証（略）

第5部 マイヨット適用規定（略）

民法典第3部第9編を改正する1978年1月4日法律第78-9号の適用に関する  
1978年7月3日デクレ第78-704号（以下、「78-704号デクレ」という）

第1章 総則（（一般規定）第1条～第29条）

第2章 民事会社に対する適用規定（第30条～第57条）

第3章 民法典旧1832条ないし1873条に対し他の条文にからなされる  
参照につき民法典の新規定による適応（第58条～第67条）

第4章 適用規定（第68条・第69条）

商法典

第1部 法律<sup>(2)</sup>

（2000年9月18日オルドナンス第2000-912号，2003年1月3日法律第2003-7  
号50条により承認）

第1編 商事一般（略）

第2編 商事会社および経済利益団体

第1章 前提規定<sup>(3)</sup>（L. 210-1条 - L. 210-9条）

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第1節 合名会社（L. 221-1条 - L. 221-17条）

第2節 合資会社（L. 222-1条 - L. 222-12条）（以上，本号）

第3節 有限会社（L. 223-1条 - L. 223-43条）

第4節 株式発行会社に適用される一般規定（L. 224-1条 - L. 224-3  
条）

第5節 株式会社（L. 225-1条）

第1款 株式会社の設立

(2) législative

(3) dispositions préliminaires

- 第1項 公募設立 (L. 225-2条 - L. 225-11-1条)
- 第2項 公募をしない設立 (L. 225-12条 - L. 225-16-1条)
- 第2款 株式会社の指揮と管理 翻
- 第1項 業務全般を指揮する取締役会<sup>(4)</sup> (L. 225-17条 - L. 225-56条)
- 第2項 業務執行役会および業務監査役会 (L. 225-57条 - L. 225-93条) 訳
- 第3項 株式会社の会社受任者に関する共通規定 (L. 225-94条 - L. 225-95-1条)
- 第3款 株主総会 (L. 225-96条 - L. 225-126条)
- 第4款 会社資本の変更と従業員持株制
- 第1項 資本の増加 (L. 225-127条 - L. 225-150条)
- 第2項 従業員による株式の引受および買付
- 第1目 株式の引受または買付に関する選択権 (L. 225-177条 - L. 225-186-1条)
- 第2目 従業員に割り当てられた株式の発行および市場での買付 (L. 225-187-1条)
- 第3目 株式の無償割当 (L. 225-197-1条 - L. 225-197-6条)
- 第3項 資本の償却 (L. 225-198条 - L. 225-203条)
- 第4項 資本の減少 (L. 225-204条 - L. 225-205条)
- 第5項 会社による自己株式の引受・買付または担保設定 (L. 225-206条 - L. 225-217条)
- 第5款 株式会社の監督 (L. 225-218条 - L. 225-235条)
- 第6款 株式会社の組織変更 (L. 225-243条 - L. 225-245-1条)
- 第7款 株式会社の解散 (L. 225-246条 - L. 225-248条)
- 第8款 民事責任 (L. 225-249条 - L. 225-257条)
- 第9款 労働者参加株式会社 (L. 225-258条 - L. 225-270条)
- 第6節 株式合資会社 (L. 226-1条 - L. 226-14条)

---

(4) du conseil d'administration de la direction générale

第7節 簡易株式発行会社 (L. 227-1 条 - L. 227-20条)

第8節 株式発行会社により発行される有価証券

第1款 有価証券に関する共通規定 (L. 228-1 条 - L. 228-6-3 条)

第2款 株式 (L. 228-7 条 - L. 228-29-7 条)

第3款 消滅途上にある証券類型に適用される規定<sup>(5)</sup>

第1項 一般規定 (L. 228-29-8 条 - L. 228-29-10条)

第2項 投資証券 (L. 228-30条 - L. 228-35条)

第3項 旧制度下の優先株式 (L. 228-35-1 条)<sup>(6)</sup>

第4項 議決権なき優先配当株式 (L. 228-35-2 条 - L. 228-35-11 条)

第4款 参加証券 (L. 228-36条 - L. 228-37条)

第5款 社債 (L. 228-38条 - L. 228-90条)

第6款 資本に対する権利を付与しまたは債権証券の割当に対する権利を付与する有価証券

第1項 一般規定 (L. 228-91条 - L. 228-97条)

第2項 資本に対する権利を付与する有価証券に関する規定 (L. 228-98条 - L. 228-106条)

第9節 ヨーロッパ会社 (L. 229-1 条 - L. 229-15条)

第3章 各種の商事会社に共通の規定

第1節 可変資本 (L. 231-1 条 - 条 L. 231-8 条)

第2節 会社の計算

第1款 計算書類 (L. 232-1 条 - L. 232-5 条)

第2款 公募会社に固有の書類 (L. 232-7 条)

第3款 償却および引当金 (L. 232-9 条)

第4款 利益 (L. 232-10条 - L. 232-20条)

第5款 計算書類の公示 (L. 232-21条 - L. 232-24条)

第3節 子会社, 参加および被支配会社

第1款 定義 (L. 233-1 条 - L. 233-5-1 条)

(5) catégories de titres en voie d'extinction

(6) action de priorité

- 第2款 通知および情報 (L. 233-6条 - L. 233-15条)
- 第3款 連結計算書類 (L. 233-16条 - L. 233-28条)
- 第4款 相互参加 (L. 233-29条 - L. 233-31条)
- 第5款 公開買付<sup>(7)</sup> (L. 233-32条 - L. 233-40条)
- 第4節 警告手続 (L. 234-1条 - L. 234-4条)
- 第5節 無効 (L. 235-1条 - L. 235-14条)
- 第6節 合併および分割
  - 第1款 一般規定 (L. 236-1条 - L. 236-7条)
  - 第2款 株式会社に特有の規定 (L. 236-8条 - L. 236-22条)
  - 第3款 有限会社に特有の規定 (L. 236-23条 - L. 236-24条)
  - 第4款 超国家合併に特有の規定 (L. 236-25条 - L. 236-32条)
- 第7節 清算
  - 第1款 一般規定 (L. 237-1条 - L. 237-13条)
  - 第2款 裁判上の決定に適用される規定 (L. 237-14条 - L. 237-31条)
- 第8節 履行命令 (L. 238-1条 - L. 238-6条)
- 第9節 株式および会社持分の賃貸借 (L. 239-1条 - L. 239-5条)
- 第4章 罰則
  - 第1節 有限会社に関する犯罪 (L. 241-2条 - L. 241-9条)
  - 第2節 株式会社に関する犯罪
    - 第1款 設立に関する犯罪 (L. 242-1条 - L. 242-5条)
    - 第2款 指揮および管理に関する犯罪 (L. 242-6条 - L. 242-8条)
    - 第3款 株主総会に関する犯罪 (L. 242-9条 - L. 242-10条)
    - 第4款 会社資本の変更に関する犯罪
      - 第1項 資本の増加 (L. 242-17条 - L. 242-21条)
      - 第2項 資本の償還 (削除)
      - 第3項 資本の減少 (L. 242-23条 - L. 242-24条)
    - 第5款 検査に関する犯罪 (削除)

---

(7) offres publiques d'acquisition

第6款 解散に関する犯罪 (L. 242-30条)

第7款 業務執行役会および業務監査役会から構成される株式会社に関する犯罪 (L. 242-30条)

第8款 労働者参加株式会社に関する犯罪 (L. 242-31条)

第3節 株式合資会社に関する犯罪 (L. 243-1条)

第4節 簡易株式発行会社に関する犯罪 (L. 244-1条 - L. 244-4条)

第4節の2 ヨーロッパ会社に関する犯罪 (L. 244-5条)

第5節 株式発行会社が発行する有価証券に関する犯罪

第1款 株式に関する犯罪 (L. 245-4条)

第3款 社債に関する犯罪 (L. 245-9条 - L. 245-15条)

第4款 共通規定 (L. 245-16条)

第5款 業務執行役会および業務監査役会から構成される株式会社に関する犯罪 (L. 245-17条)

第6節 株式発行会社の各種形態に共通する犯罪 (L. 246-2条)

第7節 商事会社の各種形態に共通する犯罪

第1款 子会社、参加および被支配会社に関する犯罪 (L. 247-1条 - L. 247-3条)

第2款 公示に関する犯罪 (L. 247-4条)

第3款 清算に関する犯罪 (L. 247-5条 - L. 247-8条)

第4款 業務執行役会および業務監査役会から構成される株式会社に関する犯罪 (L. 247-9条)

第8節 株式会社またはヨーロッパ会社の担当執行役員に関する犯罪<sup>(8)</sup>  
(L. 248-1条)

第9節 自然人に適用される補充刑 (L. 249-1条)

第5章 経済利益団体

第1節 フランス法の経済利益団体 (L. 251-1条 - L. 251-23条)

第2節 ヨーロッパ経済利益団体 (L. 252-1条 - L. 252-12条)

第3編 一定の販売形態および排他条項<sup>(9)</sup> (略)

(8) directeur général délégué

(9) de certaines formes de ventes et des clauses d'exclusivité



- 第4編 価格および競争の自由 (略)
- 第5編 商業証券および担保 (略)
- 第6編 企業の経営難 (略)
- 第7編 商事管轄権および商事組織 (略)
- 第8編 若干の規制職業 (略)
- 第9編 海外領土に関する規定 (略)

翻  
訳

第2部 規則<sup>(10)</sup> (2007年3月25日デクレ第2007-431号)

- 第1編 商事一般 (略)
- 第2編 商事会社および経済利益団体

第1章 前提規定

第1節 会社の設立と定款の変更

- 第1款 会社の設立 (R. 210-1条 - R. 210-8条)
- 第2款 定款の変更 (R. 210-9条 - R. 210-11条)
- 第3款 正規化訴訟<sup>(11)</sup> (R. 210-12条 - R. 210-13条)

第2節 会社の解散 (R. 210-14条 - R. 210-15条)

第3節 公示の手續 (R. 210-16条 - R. 210-20条)

第2章 各種の商事会社に特有の規定

第1節 合名会社 (R. 221-1条 - R. 221-10条)

第2節 合資会社 (R. 222-1条 - R. 222-3条)

第3節 有限会社 (R. 223-1条 - R. 223-36条)

第4節 株式発行会社に適用される一般規定 (R. 224-1条 - R. 224-3条)

第5節 株式会社

第1款 株式会社の設立

- 第1項 公募設立 (R. 225-1条 - R. 225-12条)
- 第2項 公募をしない設立 (R. 225-13条 - R. 225-14条)

第2款 株式会社の指揮と管理

- 第1項 業務全般を指揮する取締役会 (R. 225-15条 - R. 225-34-

---

(10) réglementaire

(11) action en régularisation

- 1 条)
- 第 2 項 業務執行役会および業務監査役会 (R. 225-35条 - R. 225-60-1 条)
- 第 3 款 株主総会 (R. 225-61条 - R. 225-112条)
- 第 4 款 会社資本の変更と従業員持株制
  - 第 1 項 資本の増加 (R. 225-113条 - R. 225-136条)
  - 第 2 項 従業員による株式の引受および買付 (R. 225-137条 - R. 225-145条)
  - 第 3 項 資本の償却 (R. 225-146条 - R. 225-149条)
  - 第 4 項 資本の減少 (R. 225-150条 - R. 225-158条)
  - 第 5 項 会社による自己株式の引受, 買付または担保設定 (R. 225-159条 - R. 225-160条)
- 第 5 款 株式会社の監督 (R. 225-161条 - R. 225-164条)
- 第 6 款 株式会社の組織変更 (R. 225-165条)
- 第 7 款 株式会社の解散 (R. 225-166条)
- 第 8 款 民事責任 (R. 225-167条 - R. 225-170条)
- 第 9 款 労働者参加株式会社 (R. 225-171条 - R. 225-172条)
- 第 6 節 株式合資会社 (R. 226-1 条 - R. 226-3 条)
- 第 7 節 簡易株式発行会社 (R. 227-1 条)
- 第 8 節 株式発行会社により発行される有価証券
  - 第 1 款 共通規定 (R. 228-1 条 - R. 228-14条)
  - 第 2 款 株式
    - 第 1 項 優先株式の発行, 償還<sup>(12)</sup>および転換 (R. 228-15条 - R. 228-22条)
    - 第 2 項 資本証券または資本に対する権利を付与する有価証券の譲渡承認条項 (R. 228-23条)
    - 第 3 項 株主の払込残額未履行<sup>(13)</sup> (R. 228-24条 - R. 228-26条)
    - 第 4 項 規制市場における取引が認められない株式の併合 (R.

(12) rachat

(13) défaillance

228-27条 - R. 228-32条)

第3款 消滅途上の証券類型に適用される規定

第1項 投資証券 (R. 228-33条 - R. 228-39条)

第2項 議決権なき優先配当株式 (R. 228-40条 - R. 228-48条)

第4款 参加証券 (R. 228-49条 - D. 228-56条)

第5款 社債 (R. 228-57条 - R. 228-86条)

第6款 資本に対する権利を付与しまたは債権証券の割当に対する  
権利を付与する有価証券 (R. 228-87条 - R. 228-96条)

第9節 ヨーロッパ会社

第1款 一般規定 (R. 229-1条 - R. 229-2条)

第2款 会社住所の移転

第1項 公示および第三者の保護 (R. 229-3条 - R. 229-11条)

第2項 会社住所の移転に関する適法上の検査 (R. 229-12条)

第3款 ヨーロッパ会社の設立

第1項 合併による設立 (D. 229-13条 - R. 229-14条)

第2項 ヨーロッパ持株会社の設立 (R. 229-15条 - R. 229-19条)

第3項 株式会社の組織変更による設立 (R. 229-20条 - R. 229-  
22条)

第4項 ヨーロッパ会社の管理 (R. 229-23条)

第5項 ヨーロッパ会社の株式会社への組織変更 (R. 229-24  
条 - R. 229-26条)

第3章 各種の商事会社に共通の規定

第1節 可変資本 (該当規定なし)

第2節 会社の計算

第1款 計算書類 (R. 232-1条 - R. 232-8条)

第2款 株式が規制市場における取引を認められる会社およびそれ  
ら子会社のうち一定の会社に対する特則 (R. 232-11条 - R.  
232-13条)

第3款 利益 (R. 232-17条 - R. 232-18条)

第4款 計算書類の公示 (R. 232-19条 - R. 232-21条)

翻  
訳

第3節 子会社, 参加および被支配会社

第1款 通知および情報 (R. 233-1条 - R. 233-2条)

第2款 連結計算書類 (R. 233-3条 - R. 233-16条)

第3款 相互参加 (R. 233-17条 - R. 233-19条)

第4節 警告手続 (R. 234-1条 - R. 234-4条)

第5節 無効 (R. 235-1条 - R. 235-3条)

第6節 合併および分割

第1款 一般規定 (R. 236-1条 - R. 236-12条)

第2款 超国家合併に特有の規定 (R. 236-13条 - R. 236-20条)

第7節 清算

第1款 一般規定 (R. 237-1条 - R. 237-9条)

第2款 裁判上の決定に適用される規定 (R. 237-10条 - R. 237-18条)

第8節 履行命令 (該当規定なし)

第9節 株式および会社持分の賃貸借 (R. 239-1条)

第4章 罰則

第1節 有限会社に関する犯罪 (該当規定なし)

第2節 株式会社に関する犯罪 (該当規定なし)

第3節 株式合資会社に関する犯罪 (該当規定なし)

第4節 簡易株式発行会社に関する犯罪 (該当規定なし)

第5節 株式発行会社が発行する有価証券に関する犯罪 (該当規定なし)

第6節 株式発行会社の各種形態に共通する犯罪 (該当規定なし)

第7節 商社会社の各種形態に共通する犯罪 (R. 247-1条 - R. 247-4条)

第8節 株式会社またはヨーロッパ会社の担当執行役員に関する犯罪 (該当規定なし)

第5章 経済利益団体

第1節 フランス法の経済利益団体 (R. 251-1条 - R. 251-3条)

第2節 ヨーロッパ経済利益団体 (R. 252-1条)

第3編 一定の販売形態および排他条項（略）

第4編 価格および競争の自由（略）

第5編 商業証券および担保（略）

第6編 企業の経営難（略）

第7編 商事管轄権および商事組織（略）

第8編 若干の規制職業（略）

第9編 海外領土に関する規定（略）

規則の部の付則（略）

第3部 アレテ<sup>(14)</sup>（略）

翻

訳

（以上，2013年1月14日現在の法制）

---

(14) arrêté

# 民 法 典

## 第 3 部 所有権の取得の諸方法

### 第 9 編 会社

(1978年 1 月 4 日法律第78-9 号)

#### 第 1 章 一般規定

(会社の設立)

**第1832条** (1985年 7 月 11 日法律第85-697号により第 2 項を新設) ① 会社は、当該会社から生じうる利益を分配し、または経済負担の軽減<sup>(15)</sup>を享受するために財産または労務を共同企業に付与するという契約により合意する 2 人またはそれ以上の者により設立される。

② 会社は、法律により定められた場合において、1 人のみの意思行為<sup>(16)</sup>により、設立されることができる。

③ 社員は、損失を負担することを約する。

(夫婦の共有財産)

**第1832-1 条** ① (1832年 7 月 10 日法律第82-596号により改正) 《夫婦が会社への出資のためまたは会社持分の取得のために共有財産のみを用いる場合であっても、当該夫婦のみでまたは他の者と共に、同一の会社において社員となり、かつ会社の業務執行に共同してまたは共同せずに参加することができる》。(1985年 12 月 23 日法律 85-1372 号第 50 条により削除) 《ただし、当該権限は、夫婦が 2 人とも会社の負債について無限かつ連帯の責任を負わなくてもよい場合に限り認められる。》

② 夫婦間の会社契約から生ずる優遇措置および無償譲与<sup>(17)</sup>は、その要件が公正証書により定められた場合には、偽装贈与を構成することを理由として取り消されることはできない。

---

(15) économie

(16) acte de volonté

(17) libéralités

(夫婦の社員資格)

1832-2条 (1982年7月10日法律第82-596号により新設) ① 配偶者が通知されることなく、かつ当該配偶者が証書によってその証明を受けていない限り、夫婦の一方は、会社に出資をなし、または譲渡不能の会社持分を取得するために共有財産を用いることはできないものとし、これに反するときは第1427条所定の制裁に服する。

② 社員の資格については、出資をなし、または取得を行う当該夫婦の一方に認められる。

③ 社員の資格は、出資されまたは取得された持分の半分につき、自ら社員となる意思を会社に通知した配偶者にも認められる。その配偶者が出資または取得に際してこの意思を通知する場合、社員の承諾または承認は、夫婦に対して効力が生じる。当該通知が出資または取得後になされたときは、その目的のために定款に定められた承認条項は、当該配偶者に対抗することができる；承認に関する決議に際し、社員である夫婦の一方は議決に参加せず、かつその持分は定足数と多数決の計算に算入されない。

④ 本条の規定は、持分が譲渡不能である会社についてのみ、かつ共通財産の解散のときまでに限り適用することができる。

[参照条文]

(夫婦の共有財産に関する権限踰越)

第1427条 ① 夫婦の一方が共有財産に関する権限を越えた場合には、他方は、当該行為を追認しない限りその取消を請求することができる。

② 無効請求訴訟は、当該権限が共通財産の解散後2年を越えても提起されない場合を除き、配偶者が当該行為を知った日から2年間、当該配偶者に認められる。

(会社の目的)

第1833条 会社はすべて適法な目的を有しなければならず、かつ社員共通の利益のもとに設立されなければならない。

(本章の適用範囲)

---

(18) acception

(19) agrément

**第1834条** 本章の規定は、会社の形態または目的に応じて法律により別段の定めがなされていないときには、すべての会社に適用することができる。

(本章の適用範囲)

**78-704号デクレ第1条** 本章の規定は、一部の会社を規制する反対の明文規定がある場合を除き、法人格を付与されたすべての会社に適用することができる。

(会社の定款)

**第1835条** 定款は、書面により作成されなければならない。定款には、各社員の出資のほか、形態・目的・名称・会社住所・会社資本・会社の存続期間および会社の活動方式<sup>(21)</sup>を定める。

(私署証書により作成された定款)

**78-704号デクレ第7条** 定款が私署証書により作成されるときは、会社住所における複本1通の付託およびその他要求されている各手続の履行のために必要な数の原本が作成されなければならない。

(定款の変更)

**第1836条** ① 定款は、反対の条項のない限り、社員の全員一致の同意によってのみ変更されることができる。

② いかなる場合においても、社員の負担<sup>(22)</sup>は、当該社員の同意なく追加されることはできない。

(国籍・会社住所)

**第1837条** ① フランス領内にその住所が存在する会社はすべて、フランス法の規定に服する。

② 第三者は、定款上の住所を主張することができるが、事実上の会社住所が他の場所に存在するときは、会社は、定款上の住所を第三者に対抗することができない。

---

(20) appellation

(21) modalités de son fonctionnement

(22) engagements



(会社の存続期間)

**第1838条** 会社の存続期間は、99年を超えることはできない。

(会社の存続期間・延長)

**78-704号デクレ第3条** ① 会社の存続期間は、商業及び会社登記簿への会社の登録のときから起算される。

② 存続期間は、各延長が99年を超えることなく、1回または数回延長されることができ。

(設立の正規化)

**第1839条** ① 定款が法律により要求されているすべての事項を記載していないとき、または法律により定められた手続がなされていないか、もしくは不正規になされたときは、すべての利害関係人は、延滞料金を負担して、設立の正規化が命じられることを裁判上請求する資格を有する。検察官は同じ目的のために行動する（2009年5月12日法律第2009-526号第10-I条21°により改正）《ことができる》。

② 同様の規定は、定款変更の場合に適用することができる。

③ 第1項所定の正規化の訴えは、会社の登録または定款を変更する証書の公示のときから、3年をもって時効にかかる。

(訴訟の管轄)

**78-704号デクレ第4条** ① 民法典第1839条所定の会社設立または定款変更の正規化訴訟は、商事会社については商事裁判所に、それ以外の場合には大審裁判所に提訴される。

② 管轄裁判所は、会社住所が置かれている管轄区域の裁判所とする。

(定款の記載事項の欠缺)

**78-704号デクレ第5条** ① 本法または附属命令により要求される1つまたは数個の事項が定款に記されていないときは、裁判所は、会社設立のときに必要とされると同一の要件のもとに、定款が補完されることを命じる。

② 会社設立または定款変更について本法または附属命令により定められた手続がなされていないか、または不正規になされたときは、裁判所は当該手続の履行またはやり直しを命じる。

③ 加えて、裁判所は、脱落した手続または瑕疵を帯びた手続以降のすべての手続またはそのうちの特定の手続のみを同様にやり直すことを命じることができる。

(発起人等の責任)

- 第1840条** ① 発起人ならびに業務執行、指揮または管理機関の最初の構成員は、定款の義務的記載の欠缺、または会社の設立について定められた手続の不作为または不正規の履行により生じた損害について連帯して責任を負う。
- ② 前項の規定は、定款変更の場合において、当時在職していた業務執行・指揮または管理機関の構成員に対しても適用される。
- ③ 訴権は、場合に応じて、第1839条第3項所定のいずれか一方の手続が履行された日から起算して、10年の時効により消滅する。

(金融証券の公募・譲渡性証券の発行の禁止)

- 第1841条** (2009年1月22日オールドナンス第2009-80号第15条により改正)  
《金融証券の公募を行うこと》<sup>(23)</sup>または譲渡性証券を発行することが法律により認められていない会社には、当該行為をなすことが禁じられ、これに違反して締結された契約または発行された証券は、無効とする。

(法人格の取得)

- 第1842条** ① 第3章所定の匿名私会社<sup>(24)</sup>以外の会社は、登録のときから法人格を享受する。
- ② 社員間の関係は、登録までは、会社契約および契約と債務に適用されうる法の一般原則により規制される。

(設立中の会社の名においてした行為)

- 第1843条** 登録前に設立中の会社の名において行為した者は、なされた行為から生じた債務について、会社が商事的であるときは連帯して、それ以外の場合には連帯せずに、義務を負う。正規に登録された会社は、締結された契約を

(23) titre financiers

(24) sociétés en participation

「匿名私会社」という訳語を当てたのは、本条が「第9編 会社」に置かれている規定であるため、「匿名組合」と訳すのは無理があると考えるからである。なお、山口幸五郎＝加藤徹「フランス新会社法(12)」『阪大法学』83号(1972年)122頁も参照。

引き継ぐことができ、引き継いだ場合には、当該契約は会社により当初から契約されていたものとみなされる。

(設立中の会社のための行為)

78-704号デクレ第6条 ① 設立中の会社のためになされた行為の一覧表は、会社に対して効力を生じることになる契約につき各行為ごとに印を付して、定款の署名前に各社員に提示される。

② 当該一覧表は、会社が登録されたときにその署名が会社による契約の引継ぎをもたらす定款に添付される。

③ 加えて、社員は、定款においてまたは別個の証書により、1人もしくは2人以上の社員または選任された非社員である業務執行者<sup>(25)</sup>に対して、会社のために契約をなすことを委任することができる。当該社員または業務執行者が確定しかつ契約の手続が委任によって明確にされていることを条件として、会社の登録は、会社による当該契約の引継ぎをもたらすものとする。

④ 設立中の会社のために締結された契約の引継ぎは、会社の登録後、定款に反対の定めがある場合を除き、社員の過半数によりなされた決定によってのみ生じることができる。

(出資財産・権利の公示)

第1843-1条 第三者に対抗するための公示に服する財産または権利の出資は、会社の登録前からかつ登録が行われるという条件のもとに、公示されることができる。登録後、当該手続の効果は、出資の履行の日<sup>(25)</sup>に遡及する。

(社員の権利)

第1843-2条 ① 会社資本に対する各社員の権利は、会社の設立時または会社の存続中における出資に比例する。

② (1982年7月10日法律第82-596号により新設)《労務出資は会社資本の形成に寄与しないものの、損失を分担するという負担のもとで、利益および純資産の分配請求権を認める持分の付与に根拠を与える。》

(社員の出資)

第1843-3条 ① 各社員は、現物・金銭または労務により会社に出資する

---

(25) gérants

ことを約したそのすべてのことにつき、会社に対する債務者となる。

- ② 現物出資は、対応する個々の権利の移転によりかつ財産の実際の利用を委ねることにより、履行される。
- ③ 出資が所有権から構成されるときは、出資者は、買主に対する売主と同様、会社に対する保証人となる。
- ④ 出資が用益権から構成されるときは、出資者は、賃借人に対する貸貸人と同様、会社に対する保証人となる。ただし、用益権から構成される出資が、種類物を対象とする場合、または会社の存続期間中に通常更新される予定のその他すべての財産を対象とする場合、同一の量・質および価値をもたらすという条件で、当該契約により出資財産の所有権は会社に移転する；この場合において、出資者は、前項所定の要件のもとに保証人となる。
- ⑤ 会社に金銭を出資しなければならないにもかかわらず、それをまったくしていない社員は、当然にかつ請求されることなく、当該金銭が支払われるべき日以降の当該金銭の利息の債務者となり、必要がある場合には、著しい損害がなくても、損害賠償を妨げない。(2001年5月15日法律第2001-420号により追加)《加えて、資本の全額払込を履行するために法定期間内に資金の募集<sup>(26)</sup>を行なわなかった場合、すべての利害関係人は、レフェレにより裁判を行う裁判所長に、延滞料金を負担して、取締役、業務執行者および指揮者に資金の募集<sup>(27)</sup>を行なうことを命じること、または当該手続を行う義務を負う受任者を選任することを、請求することができる》。
- ⑥ 会社に労務を出資する義務を負う社員は、出資の対象となる活動により実現されたすべての成果を会社に報告しなければならない。

#### (社員権の価額)

1843-4 条 社員の社員権<sup>(28)</sup>の譲渡、または会社による社員権の買取が定められているすべての場合において、社員権の価額に争いがある場合には、当事者により、または当事者間の同意がなければ、レフェレの手続によりかつ上訴の

---

(26) appels de fonds

(27) dirigeants

(28) droits sociaux

認められない裁判を行う裁判所長の命令により選任された鑑定人により、決定される。

翻

(請求の管轄)

第78-704号デクレ第17条 民法典第1834-4条所定の鑑定人または民法典第1844条第2項および第1844-6条第3項所定の受任者の選任請求は、商事会社については商事裁判所長に、それ以外の場合には大審裁判所長に対して提訴される。

訳

(業務執行者の民事責任)

第1843-5条 (1988年1月5日法律第88-15条により新設) ① 1人または2人以上の社員は、業務執行者に対して、個人的に被った損害の回復訴訟<sup>(29)</sup>に加えて、責任追及会社訴訟<sup>(30)</sup>を提起することができる。原告は、会社が被った損害<sup>(31)</sup>の回復を訴える権限を有する；給付を認める判決<sup>(31)</sup>がなされた場合、損害賠償金は会社に支払われる。

② 会社訴訟の追行を、総会に対する事前通知または総会の承認に従わせる効力を有する定款条項、または当該訴訟追行の事前の放棄をもたらす定款条項は、すべて記載がないものとみなされる。

③ 社員総会のいかなる決議も、委任の実行に際してなされた過失<sup>(32)</sup>についての業務執行者に対する責任追及訴権<sup>(32)</sup>を消滅させる効果をもたらすことはできない。

(社員の議決権)

第1844条 ① 社員はすべて、合議<sup>(33)</sup>による決議に参加する権利を有する。

② 共有の会社持分の共有者は、共有者の中からまたは共有者以外から選ばれた1人の受任者により代表される。不一致の場合には、受任者は、最も迅速になされた請求により、裁判上選任されるものとする。

③ 持分に用益権が設定されているときは、用益権者に留保されている利益配

---

(29) action en réparation

(30) action sociale en responsabilité

(31) condamnation

(32) action en responsabilité

(33) décisions collectives

当に関する決議についての議決権を除き、議決権は虚有権者に属する。

④ 定款は、前2項の規定の適用を除外することができる。

〔参照条文〕 78-704号デクレ第17条（前述第1843-4条の参照条文）

（社員の利益・損失の割合）

**第1844-1条** ① 反対の条項がある場合を除き、利益および損失の負担における各社員の割合は、会社資本における各社員の割合に比例して決定され、かつ労務のみを出資した社員の割合は、最少額を出資した社員の割合と同一とする。

② 前項の規定にかかわらず、一社員に対し会社により取得された利益の全額を付与する定めまたは一社員に対し全損失を免除する定め、一社員に利益をまったく認めない定めまたは一社員に全損失を負わせる定めは、記載がないものとみなされる。

（会社財産上の抵当権・物的担保）

**第1844-2条**（1978年7月17日法律第78-753号第64条により改正） 抵当権または担保の設定が公正証書によらなければならない場合であっても、会社財産に対する抵当権その他一切の物的担保は、決議から生ずる権限によりまたは私署のもとに作成された委任状により、承認することができる。

（法人が新設されない場合）

**第1844-3条** 他の形態の会社への正規の組織変更は、新たな法人を創設しない。延長またはその他一切の定款上の変更についても同様である。

（会社の組織再編）

**第1844-4条** ① 会社は、清算中であっても、他の会社により吸収され、または合併の方法により、新会社の設立に参加することができる。

② 会社は、分割の方法によっても、既存の会社または新設会社に資産を移転することができる。

- ③ これらの行為は、異なる形態の会社間において行われることができる。
- ④ これらの行為は、定款変更に必要な要件のもとに、各当事会社により決定される。
- ⑤ 当該行為が2以上の新会社の設立を伴うときは、各新会社は、選択された会社形態に固有の規定に従って設立される。

(一人社員)

**第1844-5条** ① (1981年12月30日法律第81-1162号により改正)《すべての会社持分の1人のもとへの集中は、当然には会社の解散をもたらさない。当該事態が1年以内に正規化されないときには、すべての利害関係人は、会社の解散を請求することができる。裁判所は、当該事態を正規化するために最長6ヶ月を会社に付与することができる。本案について判決を下す日に当該正規化が行われているときは、裁判所は解散を宣告することができない。》

② 全会社持分の用益権が同一の者に帰属することは、会社の存続に影響を与えない。

③ (1988年1月5日法律第88-15号により新設)《解散の場合において、当該解散は清算を行う必要なく一人社員に対して会社財産の包括承継をもたらす。債権者は、当該解散に対し、解散の公告のときから30日以内に解散に異議を申し立てることができる。裁判上の決定は、異議を却下するか、または債権の償還を、もしくは会社が担保を提供しかつそれが十分であると判断されたときには担保の設定を、命じる。異議申立期間経過後にのみ、または、場合により、異議申立が第一審で棄却された場合、または債権の償還が実行され、もしくは担保が設定された場合においてのみ、財産の継承が行なわれ、法人の消滅が生じる。》

④ (2001年5月15日法律第2001-420号により新設)《第3項の規定は、一人社員が自然人である会社には適用することができない。》

(一人社員)

**78-704号デクレ第8条** ① すべての会社持分が集中した社員は、商業及び会社登記簿への解散の記載を目的とする商事裁判所書記課に対する申請により、いつでも会社を解散させることができる。

② (1988年4月22日デクレ88-418号により改正)《民法典第1844-5条第3項所定の異議申立期間は、商事会社に関する1967年3月23日デクレ第67-236号の第287条にもとづき、法定公告受理資格を有する新聞においてなされた解散の公告から起算される。》

(会社の延長)

- 第1844-6条** ① 会社の延長は、社員全員の一致により、または定款に定めがあるときは、定款変更について定められた多数決により、決定される。
- ② 会社の期間満了の期日の1年以上前までに、会社が延長されるべきであるかどうかを決定するために、社員に対し協議がなされなければならない。
- ③ 協議がない場合には、すべての社員は、<sup>(34)</sup>申立にもとづいて判定を行う裁判所長に対して、前項所定の協議を設定する義務を負う裁判上の受任者の選任を請求することができる。

[参照条文] 78-704号デクレ第17条 (前述第1843-4条の参照条文)

(会社の終了事由)

**第1844-7条** 会社は、次の事由により終了する：

- 1号 第1844-6条に従って延長される場合を除き、会社が設立されたときからの期間満了により；
- 2号 会社目的の実現または消滅により；
- 3号 会社契約の無効確定により；
- 4号 社員により決定された期限前の解散により；
- 5号 とくに社員による義務の不履行の場合、または会社の活動を阻害する社員間の不和の場合において、正当な理由にもとづく社員の請求に応じて、裁判所により宣告された期限前の解散により；
- 6号 第1844-5条所定の場合において、裁判所により宣告された期限前の解散により；
- 7号 (1988年1月5日法律第88-15号により新設)《裁判上の清算を命じる判

(34) requête



決の結果として》(2005年7月26日法律第2005-845号により削除)《またはすべての会社資産の譲渡》;

8号(1985年1月25日法律第85-98号により改正)その他一切の定款所定の理由にもとづき。

(会社の清算)

**第1844-8条** ① 会社の解散は、第1844-4条(1988年1月5日法律第88-15号により改正)《および第1844-5条第3項》所定の場合を除き、清算をもたらす。解散は、その公告の後においてのみ第三者に対して効力を有する。

② 清算人は、定款の規定に従って指名される。定款に定めがない場合には、清算人は、社員により、または、社員がこの指名手続をとることができなかつたときは裁判上の決定により、指名される。清算人は、これと同一の要件のもとに解任することができる。指名および解任は、その公告の後においてのみ第三者に対抗することができる。会社も第三者も、清算人の指名または解任が正規に公示された以上、自己の債務を免れるために、当該指名または解任における不正規を主張することはできない。

③ 会社の法人格は、清算結了の公告のときまで、清算に必要な限りで存続する。

④ 清算結了が解散のときから3年以内に生じなかつたとき、検察官またはすべての利害関係人は、清算手続を行なわせること、または清算が開始されたときはそれを完了させることを、裁判所に提訴することができる。

(清算人の選任手続・異議)

**78-704号デクレ第9条** ① 社員が清算人を指名できなかったときは、すべての利害関係人の請求に対して、商事会社については商事裁判所長が、それ以外の場合には大審裁判所長が、申立にもとづいて判定を行う命令によって、清算人が選任される。

② すべての利害関係人は、第27条所定の要件のもとに、公告の日から15日以内に前項の命令に異議を申し立てることができる。当該異議は、裁判所長が命令を言い渡した裁判所に対して提起される。裁判所は、他の清算人を選任することができる。

(清算人による報告・清算終了の決定)

**78-704号デクレ第10条** ① 清算人を指名する行為の種類の場合にかかわらず、清算人は、指名行為により決定された要件のもとに、または、当該行為がない場合には、清算人が経過年度中に行った努力を叙述する書面報告書の形式で、毎年1回以上、職務の遂行を社員に報告しなければならない。

② 清算終了の決定は、清算の最終の計算書類承認の後、社員によりなされる。計算書類の承認のない場合、または社員による協議が不可能であることが判明したときは、計算書類について、必要がある場合には清算終了についても、商事会社については商事裁判所により、それ以外の場合には大審裁判所により、清算人またはすべての利害関係人の請求にもとづいて、当該決定が下される。

③ 最終の計算書類・社員の決議および前項所定の裁判上の決定がある場合の当該決定は、商業及び会社登記簿に添付して、商事裁判所書記課に付託される。

(清算人が2人以上いる場合の職務)

**78-704号デクレ第11条** 指名行為につき反対の定めがある場合を除き、2人以上の清算人が指名されたときは、清算人は、各自、職務を執行することができる。ただし、社員の判定を委ねられる文書は、共同して作成されかつ提出される。

(清算人の報酬)

**78-704号デクレ第12条** 清算人の報酬は、当該清算人を指名する決定により定められる。当該決定がない場合には、商事会社については商事裁判所長、それ以外の場合には大審裁判所長により、清算人の請求後に、申立に対する命令により、定められる。

(《清算中の会社》および清算人の表示)

**78-704号デクレ第13条** 会社の解散後、《清算中の会社》の記載および1人または2人以上の清算人の名前は、会社により発せられかつ第三者に宛てられる一切の証書および文書とくにすべての通信文・送り状・広告その他の刊行物に表示しなければならない。

(会社消滅登記)

**78-704号デクレ第14条** 会社は、第10条および第29条所定の手続の履行証明にもとづいて、商業及び会社登記簿から抹消される。

(公示方法)

**78-704号デクレ第18条** 通知書または公告の方法による公示は、場合により、民事及び商事公告官報または会社住所の県内における法定公告受理資格を有する新聞または義務的法定公告公報への登載によりなされる。

(新聞・義務的決定公告公報の記載事項)

78-704号デクレ第27条 ① 清算人の指名行為は、その手続の如何にかかわらず、会社住所の県内における法定公告受理資格を有する新聞、加えて、会社が貯蓄公募をしたときは、義務的法定公告公報においても、1ヶ月以内に公示される。

- ② 前項の公告には、以下の事項を記載する：
- 1号 略号がある場合はその略号を伴う、社号または社名；
  - 2号 《清算中》の記載を伴う会社の形態、および、当該会社が服する特別な法律上の地位がある場合は、その地位；
  - 3号 会社資本の総額；
  - 4号 会社住所の宛先；
  - 5号 会社の登録番号；
  - 6号 解散の原因；
  - 7号 清算人の名・通称および住所；
  - 8号 清算人の権限に制限を加えたときは、その制限。
- ③ 同一の掲載において、以下の事項もまた表示される；
- 1号 通信が送付されるべき場所および清算に関する証書および文書が通知されるべき場所；
  - 2号 商業及び会社登記簿に添付して、清算に関する証書および書類の付託が行われる書記課の属する商事裁判所。

(公示手続)

78-704号デクレ第28条 ① 会社の清算中、清算人は、その責任において、会社の法定代表者に課されている公示手続を行う。

② とりわけ、第27条の適用により公示された記載事項に変更を生じるすべての決定は、同条所定の要件のもとに公示される。

(清算終了の通知書)

78-704号デクレ第29条 ① 清算人により署名された清算終了の通知書は、清算人の管理のもとに、第27条所定の公示を受理した法定公告新聞において、および、会社が貯蓄公募をしたときは、義務的法定公告公報において、公示される。

- ② 前項の通知書には、以下の事項を記載する：
- 1号 略号がある場合にはその略号を伴う、社号または社名
  - 2号 《清算中》の記載を伴う会社の形態、および、当該会社が服する特別な法律上の地位がある場合には、その地位；
  - 3号 会社資本の総額；
  - 4号 会社住所の宛先；

(35) raison social

(36) dénomination sociale

- 5号 清算人の名・通称および住所；
- 6号 会社の登録番号。

(残余資産の分配)

**第1844-9条** ① 反対の条項または合意がある場合を除き、資産の分配は、債務の支払および会社資本の償還後、利益の配分と同一の割合により社員間において行われる。

② 相続財産の分配に関する規定は、優先分与に関する規定を含め、社員間の資産の分配に適用される。

③ 前項の規定にかかわらず、社員は、定款において、または決定もしくは明示行為により、一定の財産が一定の社員に付与されることを有効に決定することができる。当該決定のない場合には、分配されるべき財産のなかに現物として存在している出資財産はすべて、社員の請求にもとづき、かつ必要な場合には差額金を負担させて、当該現物の出資をした社員に付与される。当該権利は、優先分与を受ける他のすべての権利の前に行使される。

④ すべての社員またはそのなかの一定のみの社員は、会社財産のすべてまたは一部につき、共有状態のままにすることもできる。その場合、当該社員間の関係は、清算の結了に至るまで、当該財産については、共有に関する規定により規制される。

(会社等の無効原因)

**第1844-10条** ① 会社の無効は、第1832条・第1832-1条第1項および第1833条第1項の規定の違反、または契約一般の無効原因の1つからのみ生じうる。

② その違反が会社の無効による制裁を受けない本編の強行規定に違反する定款条項は、すべて記載がないものとみなされる。

③ 会社の機関の行為または決議の無効は、本編の強行規定の違反または契約一般の無効原因の1つからのみ生じうる。

(無効訴権の消滅)

第1844-11条 <sup>(37)</sup> 無効訴権は、裁判所が第一審の本案について判決を下す日に無効原因が存在しなくなっているときは、その無効が会社目的の不法にもとづく場合を除き、消滅する。

(無能力または意思表示の瑕疵にもとづく無効の補正)

第1844-12条 ① 意思表示の瑕疵または一社員の無能力にもとづく会社または会社設立後の行為もしくは決議が無効の場合であって、正規化が行われうるときは、利害関係を有するすべての者は、正規化をすることまたは無効の訴えを提起することができる者に対して、6ヶ月の徒過により訴権が消滅するという負担のもとに、当該期間内にこれらをなすように催告することができる。当該催告は、会社に通告される。

② 会社または社員は、前項所定の期間内に、原告の訴えの利益を消滅させうる一切の措置、とくに社員権の買取を受訴裁判所に委ねることができる。この場合において、裁判所は、無効を宣告し、あるいは提案された措置が定款変更につき定められた要件のもとに会社に事前に採択されたときは、当該措置を強制することができる。社員権の買取が請求されている社員の議決権は、会社の決定に対して影響をもたらさない。

③ 社員に償還すべき社員権の価額に争いがある場合には、当該価額は、第1843-4条の規定に従って決定される。

(催告方法)

78-704号デクレ第15条 民法典第1844-12条第1項所定の催告は、法定執行吏証書または受領通知書請求付書留郵便によりなされる。

(無効治癒の期間)

第1844-13条 ① 無効の請求を提訴された裁判所は、職権によっても、無効を治癒することを可能にするための期間を決定することができる。当該裁判所は、審理開始令状送達の日から2ヶ月以内は無効を宣告することはできない。

② 無効を治癒するために、総会が招集されなければならないとき、または社

---

(37) action en nullité

員間の協議が行われなければならないときであって、当該総会の正規の招集または社員に通知されるべき文書が添付された決議案文の当該社員への送付が証明されるときは、当該裁判所は、社員が決定をなしうるために必要な期間を判決により認める。

(無効訴権の時効)

**第1844-14条** 会社または会社設立後の行為および決議についての無効訴権は、無効が生じた日から起算して、3年の時効により消滅する。

(異議申立期間)

**78-704号デクレ第16条** 会社の無効を宣告する判決に対する第三者による異議申立は、民事及び商事公告官報への裁判上の決定の公告から6ヶ月間のみ受理されうる。

(無効判決の効果)

**第1844-15条** ① 会社の無効が宣告されるときは、当該無効は、遡及することなく、契約の履行を終了させる。  
② 設立することができた法人につき、前項の無効は、裁判上宣告される解散の効果を生じる。

(無効の主張)

**第1844-16条** 会社も社員も、善意の第三者に対して無効を主張することはできない。ただし、無能力または意思表示の瑕疵の1つから生じる無効は、無能力者およびその法定代理人、または錯誤・詐欺もしくは強迫により意思表示に不意打ちを受けた社員により、第三者にも対抗することができる。

(責任追求訴権・損害賠償請求訴権の時効)

**第1844-17条** ① 会社または会社設立後における行為および決議の無効確定にもとづく責任追及<sup>(38)</sup>訴権は、無効確定の判決に既判力が備わった日から起算

---

(38) action en responsabilité

して、3年の時効により消滅する。

② 無効原因の消滅は、会社・行為または決議を毀損した瑕疵によりもたらされた損害の回復を目的とする損害賠償請求訴権の行使を妨げない。当該訴権は、無効が治癒された日から起算して、3年の時効により消滅する。

## 第2章 民事会社

### 第1節 一般規定

(本章の適用範囲)

**第1845条** ① 本章の規定は、民事会社のうちの特定の会社が従うべき特別法規がない限り、民事会社すべてに適用されうる。

② 法が会社の形態・性質または目的により他の性格を付与していないすべての会社は、民事的性格を有する。

(本章の適用範囲)

**78-704号デクレ第30条** ① 本章の規定は、民法典第1845条により定義された会社に適用されうる。

② 前項の規定は、異なる組織が規定されていない限り、民事的性格を有する匿名私会社<sup>(39)</sup>の社員間の関係にも適用されうる。

(資本)

**第1845-1条** ① 資本は、均一の持分に分割される。

② (2001年12月11日法律第2001-1168号により新設)《会社の可変資本に関する商法典の第2部第3編第1章の規定は、民事会社に適用されうる。》

(私署証明により作成された定款)

**78-704号デクレ第31条** ① 定款が私署証書により作成されるときは、正本との一致が証明された謄本1通が各社員に交付されなければならない。

② 社員はすべて、あらゆる定款変更の後、請求の日の有効な定款の正本との一致が証明された謄本1通の交付を会社に請求することができる。

---

(39) 第1871条～第1873条参照。

③ 会社は、社員および業務執行者につき、ならびに会計監査人または業務監査役会構成員についてはその有無に応じて、最新の一覧表を前項の文書に添付しなければならない。

（社号・社名の記載）

**78-704号デクレ第32条** 社号または社名は、会社が発しかつ第三者に宛てられるすべての証書および文書に記載されなければならない。社号または社名が《民事会社》という文言を含まないときは、当該社号または社名は、会社資本の記載、または場合により、会社が服する特別な法規により必要とされる記載事項により補完される旨の記載に続いて、《民事会社》の文言を前または後ろに1回以上明瞭な方法で書かれなければならない。

（社員間の持分の配分）

**78-704号デクレ第33条** 明確な約定がある場合を除き、社員間の持分の配分を記載する定款の定めは、持分の譲渡を考慮して変更されてはならない。

（持分を明示する証明書）

**78-704号デクレ第34条** 定款が定めるときは、持分を明示する証明書<sup>(40)</sup>を社員に交付することができる。当該証明書は《持分を明示する証明書》という標題を付されかつ《譲渡不可》という記載にとくに明確に下線が引かれなければならない。当該証明書は持分ごとにもしくは持分の倍数ごとに、または社員が保有する持分の合計について、各社員の名のもとに作成される。

## 第2節 業務執行

（業務執行者）

**第1846条** ① 会社は、あるいは定款により、あるいはこれとは別個の証書により、あるいは社員の決定により指名された、社員または非社員である、1人または2人以上の者により、その業務が執行される。

② 定款は、1人または2人以上の業務執行者の選任に関する規定および業務執行機関の形式を定める。

③ 定款に反対の定めがある場合を除き、業務執行者は、会社持分の過半を有する社員の決定により指名される。

(40) certificat représentatif de parts



- ④ 定款に定めのない場合、かつ選任時に社員による決定が別になされなかったときは、業務執行者は、会社の存続期間につき指名されたものとみなされる。
- ⑤ その理由の如何を問わず、会社に業務執行者がいないときは、すべての社員は、1人または2人以上の業務執行者を指名するために社員を招集する任務を負う受任者の選任を、申立にもとづいて判定する裁判所長に対して請求することができる。

(法人業務執行者)

**78-704号デクレ第35条** 法人が会社の業務執行者に指名される場合、指名証書は法定代表者の名を表記する。法定代表者の変更は、指名証書の更正を伴いかつ当該証書自体が公示されなければならない。

(申立の提出)

**78-704号デクレ第36条** 民法典第1846条第5項所定の申立は、会社住所が置かれている地域を管轄する大審裁判所長に提出される。

(業務執行者が不在の場合)

**第1846-1条** 第1844-7条所定の場合のほか、業務執行者が1年を超えて会社に不在である場合には、会社は、すべての利害関係人の請求により裁判所が宣告することができる期限前の解散により、終了する。

(訴訟の管轄)

**78-704号デクレ第37条** 民法典第1846-1条所定の訴訟は、会社住所が置かれている地域を管轄する大審裁判所に提訴される；訴訟は、社員全員に対して、または訴訟における原告の申立にもとづいて判定を行う裁判所長の命令により選任された特別受任者に対して、提起される。

(業務執行者の指名・職務停止の公示)

- 第1846-2条** ① 業務執行者の指名および職務の停止は、公示されなければならない。
- ② 会社も第三者も、いずれも、決定が正規に公示された場合、債務を免れるために、業務執行者の指名におけるまたはその者の職務の停止における不正規を主張することはできない。

(法人業務執行者の責任)

**第1847条** 法人が業務執行を行うときは、当該法人の指揮者は、その者が自己の名において業務執行者になっている場合と同一の要件および義務に服し、同一の民事および刑事責任を課せられ、かつ当該指揮者が指揮する法人の連帯責任を妨げない。

[参照条文] 78-704号デクレ**第35条** (前述第1846条の参照条文)

(社員間における業務執行者の権限)

**第1848条** ① 社員間において、業務執行者は、会社の利益を追求するすべての業務執行行為を行うことができる。

② 2人以上の業務執行者が存するときは、取引が締結される前に当該取引に異議を述べるとい各自に属する権利がない場合には、各業務執行者は個別に自己の権限を行使する。

③ 管理方法について定款に定めのない限り、すべてをすることができる。

(第三者との関係における業務執行者の権限)

**第1849条** ① 第三者との関係において、業務執行者は、会社の目的に含まれる行為により会社を拘束する。

② 業務執行者が2人以上存在する場合、当該業務執行者は前項所定の権限を個別に有する。他の業務執行者の行為に対してある業務執行者によりなされた異議は、第三者がそのことを知っていたことを証明しない限り、第三者に対して効力を有しない。

③ 業務執行者の権限を制限する定款の定めは、第三者に対抗することはできない。

(業務執行者の責任)

**第1850条** ① 各業務執行者は、法律および規則の違反、または定款違反、または業務執行においてなされた過失について、会社および第三者に対して個別に責任を負う。

② 2人以上の業務執行者が同一の行為に関与したときは、その者の責任は、第三者および社員に対して連帯となる。ただし、業務執行者間の関係においては、裁判所は損害の回復における各自の負担分を決定する。

(会社訴訟)

**78-704号デクレ第38条** 会社訴訟が1人または2人以上の社員により提起されている場合、裁判所は、会社が法定代表者を介して正規に訴訟に参加した場合にのみ判決を下すことができる。

(業務執行者の解任)

**第1851条** ① 定款に反対の定めがある場合を除き、業務執行者は、会社持分の過半を有する社員の決定により解任することができる。解任が正当な理由なく決定されたときは、当該解任は損害賠償の理由となりうる。

② 業務執行者は、社員全員の請求により、正当な理由により裁判所によっても解任されることができる。

③ 反対の条項がある場合を除き、社員または非社員である業務執行者の解任は、会社の解散をもたらさない。解任された業務執行者が社員であるときは、定款において別段の合意がされていない限り、または他の社員が会社の期限前の解散を決定しない限り、第1869条(第2項)所定の要件のもとに退社をすることができる。

### 第3節 合議による決議

(業務執行者の権限外の決定)

**第1852条** 業務執行者に認められた権限を越える決定は、定款の定めに従い、定めのない場合には、社員全員の一致によりなされる。

(社員による決定)

**第1853条** 決定は、総会に招集された社員によりなされる。定款は、決定が書面投票から生じることを定めることができる。

(業務執行者でない社員による請求)

**78-704号デクレ第39条** ① 業務執行者でない社員は、いつでも、書留郵便をもって、一定の問題について社員の決議を行なわせることを業務執行者に請求することができる。

② 業務執行者が前項の請求を認めるときは、定款に従って、社員総会の招集または書面投票を行う。提起された当該問題が、義務の1つを果たすべき業務執行者の遅延を対象とする場合を除き、当該問題が次の総会または書面投票の議事日程に記載されることを業務執行者が応じる場合には、請求は実現したものとみなされる。

③ 業務執行者が請求に反対しまたは沈黙を守るときは、原告である社員は、請求から1ヶ月の期間の満了時に、レフェレ形式で判定を行う、大審裁判所長に対し、社員の決議を行なわせる任務を負う受任者の選任を訴求することができる。

(総会の招集)

**78-704号デクレ第40条** ① 社員は、書留郵便により、総会の開催の15日以上前に招集される。当該郵便は、記載された問題の内容と範囲が他の書類を参照する必要なく明確に分かるように議事日程を記載する。

② 招集の時以降、提案された解決策の案文および社員の情報収集に必要なすべての書類は、会社住所において社員の措置に委ねられなければならないものとし、社員は当該住所において閲覧または謄写をすることができる。

③ 社員は、当該書類が普通郵便によりまたは社員の費用で書留郵便により、社員に送付されることを請求することができる。

(計算書類を提示する場合)

**78-704号デクレ第41条** 総会の議事日程が業務執行者の計算書類の提示を掲載する場合、民法典第1856条所定の会社の活動についての全体の報告書、業務監査役会または会計監査役の報告書がある場合にはその報告書、提案された議案その他社員の情報収集に必要なすべての書類は、普通郵便により総会開催の15日以上前に、各社員に送付される。同一の書類は、当該期間の間、会社住所において社員の措置に委ねられなければならないものとし、社員は当該住所において閲覧または謄写をすることができる。

(書面投票)

**78-704号デクレ第42条** 書面投票の場合、提案された議案および社員の情報収集に必要な書類は、受領通知書請求付書留郵便により各社員に送付される。各社員は、書面による投票を発送するために当該書類の受領の日から15日以上期間を有する。定款は、投票がもはや受け付けられなくなる上記15日を超える期間を定める。

(適用除外)

**78-704号デクレ第43条** 第40条ないし第42条の規定は、全社員が業務執行者である場合は適用されえない。

(議事録)

**78-704号デクレ第44条** ① 社員による決議はすべて、決議に参加した社員の氏名・各社員の保有する持分の数・社員に提出された書類および報告書・票決に付された議案および投票の結果を記載する議事録により確認される。

② 総会に関するときには、議事録は、会議の日時および場所・議長の氏名と資格および審議の要約をも記載する。

③ 書面投票に関するときには、第42条所定の手続の遵守の証拠および各社員の返信が、議事録に添付される。

④ 議事録は、業務執行者および、必要がある場合には、総会の議長により作成されかつ署名される。

(議事録の作成)

**78-704号デクレ第45条** ① 前条所定の議事録は、会社住所に保管されている特別の帳簿上に作成され、商事裁判所の裁判官1名、または小審裁判所の裁判官1名、または会社住所地の市町村長、またはその助役1名により、通常的方式かつ無料で整理番号を付されて署名される。

② しかしながら議事録は、連続する番号を付したルーズリーフ上に作成され、前項所定の要件において署名されかつ署名した当局の公印を押印されることができる。ある紙片が部分的にせよ記入されたときは、当該紙片は従来使用されているルーズリーフに付加されなければならない。紙片のあらゆる追加、削除、差替または置換は禁止される。

(証書上の決定)

**78-704号デクレ第46条** 社員の決定が証書において示された同意から生じる場合、当該決定は、決定の日に、上記第45条所定の帳簿に、記載される。帳簿における記載は、必ず証書の形式・種類・対象および署名者の表示を含む。私署証書であるときは当該証書それ自体が、公証人が作成したものであるときは公正証書の謄本が、審議記録後と同時にその閲覧を可能にする方法をもって、会社により保管される。

(議事録の謄本・抄本の証明)

**78-704号デクレ第47条** 社員決議の議事録の謄本または抄本は、1人の業務執行者により合致しているものと有効に証明される。会社の清算中には、その証明は、1人の清算人により有効に行なわれる。

(証書上の決定)

**第1854条** 決定は、証書において示される社員全員の同意からも生じうる。

[参照条文] 78-704号デクレ第46条 (前述第1853条の参照条文)

#### 第4節 社員の情報収集

(社員の情報取得権・質問提出権)

**第1855条** 社員は、1年に1回以上、会社の帳簿および書類から情報を取得する権利、および、1ヶ月の期間内に書面により回答されるべき会社の業務執行に関する質問を書面により提出する権利を有する。

(業務執行者でない社員の閲覧権)

**78-704号デクレ第48条** ① 民法典第1855条の規定の適用に関して、業務執行者でない社員は、すべての帳簿および会社の書類・契約書・送り状・信書・議事録その他会社により作成されまたは会社により受領されたすべての書類を、会社住所において、社員自ら閲覧する権利を有する。

② 閲覧権は謄写権を伴う。

③ 当該権利の行使において、社員は破毀院により承認された専門家または控訴院により派遣された専門家の中から選ばれた専門家に補佐を受けることができる。

(業務執行の報告)

**第1856条** 業務執行者は、1年に1回以上、業務執行について社員に報告しなければならない。この報告の提示は、実現されたもしくは予測しうる利益および被りもしくは予想される損失の表示を含む経過年度または経過会計年度中の会社の活動すべてについての書面による報告を含んでいなければならない。

[参照条文] 78-704号デクレ第41条・第43条 (前述第1853条の参照条文)

#### 第5節 第三者に対する社員の責任

(社員の無限責任)

174(117) 法と政治 64巻1号 (2013年4月)

第1857条 ① 第三者に対して、社員は、支払期日または支払停止日において会社資本に占める各自の持分に比例して、会社債務について無限に責任を負う。

② 労務のみを出資した社員は、会社資本における出資分担が最も少ない者と同様の義務を負う。

(社員の抗弁権)

第1858条 債務者は、まず法人に請求し、それが徒労に帰した後にのみ社員に対して会社債務の支払を請求することができる。

(訴権の時効)

第1859条 清算人でない社員またはその相続人および承継人に対するすべての訴権は、会社の解散の公示のときから、5年をもって時効にかかる。

(社員権の償還)

第1860条 社員の1人に生じた支払不能・個人破産・財産の清算または更生整理のときは、少なくとも他の社員の全員一致により会社の期限前の解散が決められない限り、またはかかる解散が定款により定められていない限り、第1843-4条に明示された要件のもとに、利害当事者の社員権の償還手続を行い、その場合には当該利害当事者は社員資格を失う。

## 第6節 会社持分の譲渡

(持分の譲渡)

第1861条 ① 会社持分は、社員全員の承認をもってのみ譲渡されることができる。

② 前項の規定にかかわらず、定款は、当該承認がその定める多数決をもって付与されること、または当該承認が業務執行者によって付与されうることを、定めることができる。定款は、社員または1人の社員の配偶者に与えられるべき譲渡承認を免除することもできる。定款に反対の定めがある場合を除き、譲

渡人の尊属または卑属に認められた譲渡は承認に付されない。

③ 譲渡案は、承認の請求を付して、会社および各社員に通知される。承認が業務執行者により付与されうる旨定款に定めのあるときは、会社に対してのみ通知がなされる。

④ 夫婦が同時に会社の構成員である場合において、夫婦の一方から他方になされた譲渡が有効であるためには、公証人証書により、または譲渡人の死亡による場合を除き確定日付を付した私署証書により、なされなければならない。

(通知方法)

- 78-704号デクレ第49条 ① 譲受人または担保を受けた債権者の承認を必要とする持分の譲渡または入担保案<sup>(41)</sup>・当該譲渡案の断念・当該持分の強制執行の日付は、執行吏証書または受領通知書請求付書留郵便により、通知される。
- ② 提案が私署証書によりなされかつ公正証書において会社により認められなかったときは、会社持分の入担保は執行吏証書により会社に通告される。
- ③ 承認請求に対する会社および社員の決定・提案されている取得者の名・会社による買取の申込は、受領通知書請求付書留郵便により通知される。

(業務執行者による持分譲渡の承認)

- 78-704号デクレ第50条 ① 持分の譲渡案の承認が業務執行者により認められうる旨を定款が定めている場合には、提案された譲受人の承認を拒否する前に、業務執行者は、書留郵便により、提案された譲渡を各社員に通知しかつ民法典第1862条および第1863条の規定および、これらの条文を変更または補完する定款の定めがある場合には、その定款の定めを各社員に想起させなければならない。
- ② 前項所定の通知は、民法典第1864条に従う定款所定の期間の3分の1を超えることを得ない期間内に、また定款に定めのない場合には2ヶ月を超えることを得ない期間内に、社員に送付される。

(持分の取得)

- 第1862条 ① 2人以上の社員が取得する意思を示した場合、当該社員は、反対の条項または合意がある場合を除き、その者が以前有していた持分の数に比例した数の取得者とみなされる。
- ② いかなる社員も取得者にならないときは、会社は、他の社員の全員一致に

---

(41) nantissement



よりまたは定款所定の方法に従って選任された第三者に対して持分を取得させることができる。会社は、当該持分を無効にするために当該持分の買取を行なうこともできる。

③ 社員もしくは第三者である提案された1人または2人以上の取得者の名、または会社による買取の申込、および提案された価額は、譲渡人に通知される。価額につき異議のある場合、持分を保有する譲渡人の権利を一切妨げることなく、価額は第1843-4条の規定に従って決定される。

[参照条文] 78-704号デクレ第49条（前述第1861条の参照条文）

（持分譲渡の承認）

**第1863条** ① 第1861条第3項所定の最後の通知のときから6ヶ月の期間内にいかなる買取の申込も譲渡人に対してなされないときは、他の社員が同一の期間内に会社の期限前の解散を決定しない限り、当該譲渡の承認は得られたものとみなされる。

② 前項の場合においては、譲渡人は、当該決定から起算して1ヶ月の期間内に譲渡を断念する旨を明らかにすることにより、当該決定を無効にすることができる。

[参照条文] 78-704号デクレ第49条（前述第1861条参照条文）

（買取申込の期間）

**第1864条** 第1863条（第1項）所定の6ヶ月の期間を変更するためののみ前2条の規定に違反することが認められるものの、1年を超えまたは1ヶ月以下の定款所定の期間は認められない。

（持分譲渡の対抗力）

**第1865条** ① 会社持分の譲渡は、書面により証明されなければならない。譲渡は第1690条所定の手続のもとに、あるいは定款に定めがあるときは、会社の名簿上名義書換をすることにより、会社に対して対抗することができる。

② 譲渡は、前記手続の完了後および公告の後にのみ第三者に対抗することができる。

（社員名簿）

**78-704号デクレ第51条** ① 社員名簿が定款所定のものである場合には、名簿は、会社住所において保管されかつ同一紙片の片面が使用され、その作成の年代順に従った綴りにより作成される。各紙片は、所有権に基づく会社持分の各義人または会社持分に対する共有・その虚有権または用益権にもとづく2以上の名義人に、割り当てられる。

② 各紙片にはとりわけ以下の事項を記載する：

- 1号 原始社員の名・通称および住所、ならびに当該持分取得の日付；
- 2号 持分の名義額；
- 3号 持分の譲受人の名・通称および住所；
- 4号 入担保持分を受領した者の名、通称および住所・入担保持分の数および被担保金額；
- 5号 当該持分の取得・移転・入担保およびその解除の日付；
- 6号 承認の日付および承認を与えた会社機関の表示。

③ 新たな社員ごとに新たな紙片が作成される；当該紙片は、必要がある場合には、持分を取得した社員の同一性を識別することを可能にする記載を備えなければならない。

④ 定款が会社持分の譲渡は会社の名簿における名義書換により会社に対抗しうる旨を定めている場合には、当該名簿が保管されなければならない。

（持分譲渡の公示）

**78-704号デクレ第52条** 持分譲渡の公示は、商業及び会社登記簿への添付書類として、譲渡証書が公証人により作成されるときは当該証書の公正謄本2通、私署証書であるときは当該証書の原本2通の付託により行なわれる。

[参照条文]

（譲受人による対抗）

**第1690条** ① 譲受人は、債務者に対してなされた移転の通知によってのみ第三者に対抗することができる。

② 前項の規定にかかわらず、譲受人は、公正証書においてなされた債務者による承諾によっても対抗することができる。

（持分の担保化）

**第1866条** ① 会社持分は、公正証書によりもしくは会社に通知された私署証書により、確認されるべき入担保の対象とすることができ、または公正証書

において会社により承認されるべき入担保の対象とすることができ、その公示の日付が被担保債権の順位を決定する根拠となる。

② 質権者である債権者の先取特権は、入担保の公示という事実のみにより、入質された社員権上に存続する。

[参照条文] 78-704号デクレ第49条（前述第1861条の参照条文）

（入担保の公示）

78-704号デクレ第53条 会社持分の入担保の公示は、下記第54条ないし第56条により定められた手続の履行後、書記官により証明された入担保通知書の付託により商業及び会社登記簿に添付して、行われる。私署証書に関するときは、会社への入担保の通知証書が必要な場合には、それが添えられた譲渡証書の原本1通もまた付託される。

（担保提供を受けた債権者の提出書類）

78-704号デクレ第54条 ① 担保提供を受けた債権者は、会社登録地の商事裁判所書記課に、証券を構成する権利を設定する公証人証書の公正謄本1通、または私署証書に関するときは、会社への入担保通知証書もしくは会社による承認を記載した公証人証書の公正謄本1通を添えて、当該証書の原本2通を提出または提出させる。

② さらに当該債権者は、とりわけ以下の事項を備える入担保通知書の複本2通を提出または提出させる：

- 1号 債権者と債務者の名・通称および住所；
- 2号 提出された1通または2通以上の証書の日付・形式、および、証書を受領したまたは通知の手続を履行した公務員または裁判所付属公務員が存在する場合には、その者の表示；
- 3号 持分が担保に入れられた会社の社号または社名および会社の登録番号；
- 4号 入担保の対象である会社持分の数およびその名義額；
- 5号 被担保債権の金額ならびに利息および支払満期に関する条件；
- 6号 担保設定を受けるべき債権者が会社または社員により承認された旨の個々の証明に関し必要がある場合には、その表示。

（書記官の職務）

78-704号デクレ第55条 ① 前記第54条所定の書類の提出は、旧1967年3月23日デクレ第67-237号第52条所定の控えとすべき、名簿の当該部分を謄写した受領書の書記官による交付、および記録の作成を生ぜしめる。

② 書記官は、入担保書と作成された書類との合致を確保し、かつ入担保が正規に会社に通知されまたは会社により承認されたことを確認する。書記官は、提出

された書類全体に検印を押して日付の記載を行い、その日付に従って登記簿に添付して、会社の名において開設された記録簿内の書類の分類を行う。当該日付は、付託の日付となる。

③ 入担保通知書の複本1通、証券を構成する私署証書および会社に対し入担保の通知を行う証書の原本1通は、会社に名において開設された記録簿上分類される；入担保通知書の第二複本、私署証書の第二原本、および作成された公正謄本は、申請者に返還される。

(入担保における代位・解除)

78-704号デクレ第56条 ① 入担保における代位およびその解除は、入担保通知書の余白において公示される。

② 代位の記載は、それを証明する証書の提出にもとづいて、および代位が会社に対し正規に通知されまたは公正証書において会社により承認されたという証拠にもとづいて、行なわれる。私署証書および会社への通知を行う証書は、会社の名において開設された記録簿中に保管される。

③ 解除の記載は、既判力が生じた判決、あるいは債権者または正規に代位されかつ権利を証明する譲受人により付与された、解除への同意を確認する公正証書または私署証書の付託にもとづいて、このための権限を有する当事者の同意に従って行なわれる。

(入担保のカードファイルの保管)

78-704号デクレ第57条 民事会社の持分の入担保のカードファイルは、各商事裁判所の書記課において保管される。

(持分の入担保の承認)

第1867条 ① すべての社員は、持分の譲渡に対する承認と同一の要件のもとに、入担保案の承認を他の社員から得ることができる。

② 入担保案に与えられた承認は、当該会社持分への強制執行の場合には、強制執行が競売の1ヶ月前に社員および会社に通知されるという条件のもとで、譲受人の承認をもたらす。

③ 各社員は、競売から起算して満5日以内に取得者となることができる。複数の社員がこの権利を行使したときは、反対の条項または合意がある場合を除き、当該社員が以前有していた持分の数に比例した数の取得者とみなされる。いかなる社員もこの権利を行使しなかったときは、持分を失効させるために、会社自ら、当該持分を買い取ることができる。

[参照条文] 78-704号デクレ第49条 (前述第1861条の参照条文)

翻

(強制執行)

**第1868条** ① 他の社員が同意を与えた入担保手続から生じない強制執行は、競売の1ヶ月前に社員および会社へ通知されなければならない。

② 社員は、前項の期間の内に、第1862条および第1863条所定の要件のもとに、会社の解散または持分の取得を決定することができる。

③ 競売が実行されたときは、社員または会社は、第1867条により社員または会社に認められた交替の権利を行使することができる。当該権利の不行使は取得者に対する同意をもたらす。

[参照条文] 78-704号デクレ第49条 (前述第1861条の参照条文)

## 第7節 社員の退社または死亡

(社員の退社)

**第1869条** ① 第三者の権利を妨げることなく、社員は、定款所定の要件のもとに、または、定款の定めがない場合には他の社員の全員一致の決議により付与された承認の後、会社を完全にまたは一部分退社することができる。当該退社は、正当理由にもとづく裁判所の決定によっても、承認されることができる。

② 第1844-9条(第3項)を適用しない限り、退社する社員は、協議による合意がなければ、第1843-4条に従って決定された社員権の価額につき、償還請求権を有する。

(社員の死亡)

**第1870条** ① 会社は社員の死亡により解散されず、その相続人または受遺者が社員により承認されなければならない旨を定款に定めている場合を除き、相続人または受遺者と共に継続する。

② 前項の規定にかかわらず、死亡が会社の解散をもたらす旨、または残存す

る社員のみで継続する旨の合意をすることができる。

③ 会社は、定款により、生存する配偶者と共に、または1人もしくは2人以上の相続人と共に、または指定された他のすべての者と共に、あるいは定款が認めているときは、遺言書の条項に従って、継続することが合意されることもできる。

④ 定款に反対の定めがある場合を除き、相続財産が法人に帰属する場合には、当該法人は、定款の要件に従い、定款の定めがない場合には社員の全員一致の同意により付与された他の社員の承認をもってのみ、社員となることができる。

(相続人・受遺者の権利)

**第1870-1条** ① 社員にならない相続人または受遺者は、本人の会社持分の価額についてのみ権利を有する。当該価額は、持分の新たな名義人により、または会社がこれを失効せしめるために当該持分の買取をしたときは会社自身により、当該相続人および受遺者に支払われなければならない。

② 社員権の価額は、第1843-4条所定の要件のもとに、死亡の日の価額をもって決定される。

### 第3章 匿名私会社<sup>(42)</sup>

(匿名私会社の特質・会社契約の自由)

**第1871条** ① 社員は、会社が一切登録されないことを合意することができる。その場合、会社は《匿名私会社》と称される。会社は法人ではなくかつ公示に服しない。会社は、あらゆる方法により立証されることができる。

② 第1832条・第1832-1条・第1833条・第1836条(第2項)・第1841条・第1844条(第1項)および第1844-1(第2項)の強行規定に抵触しないという留保のもとに、社員は匿名私会社の目的・活動および要件について自由に合意する。

[参照条文] 78-704号デクレ第30条第2項(前述第1845条の参照条文)

---

(42) 「匿名私会社」と訳した理由については、注(24)を参照。

(社員間の関係に対する適用規定)

**第1871-1条** 異なる機関が規定されていない限り、社員間の関係は、条理にかなう限り、会社が民事的特徴を有するときは民事会社に適用しうる規定により、あるいは会社が商事的特徴を有するときは合名会社に適用しうる規定により、規制される。

(会社財産)

**第1872条** ① 第三者に対する関係においては、各社員は、会社の措置に委ねている財産につき、依然として所有者である。

② 会社の存続期間中に共有金銭の利用または再利用により取得された財産および会社の措置に委ねられる以前から共有である財産は、社員間において共有とみなされる。

③ 前項については、社員が共有にすることを合意した財産についても同様とする。

④ さらに、第三者に対する関係においては、社員の1人が会社目的の実現のために取得する財産の全部または一部につき、当該社員が所有者である旨の合意をすることができる。

(社員と第三者との関係)

**第1872-1条** ① 各社員は、当該社員の個人の名で契約しかつ第三者に対して単独で責任を負う。

② 前項の規定にかかわらず、私会社の参加者が第三者から見てかつ第三者の認識上社員の資格で行為をするときは、各参加者は他の者の1人により社員の資格で行なわれた行為から生じた債務について、会社が商事的であるときは連帯して、他の場合においては連帯せずに、第三者に対して責任を負う。

③ 前項については、介入によりその件に関し自己が義務を負う意図のあることを共同契約者に信じさせた社員、または契約が当該社員の利益のためになされたことが立証された社員についても、同様とする。

④ すべての場合において、第1872条（第2項および第3項）の適用上共有とみなされる財産に関しては、第三者との関係において、本法典の第3部第1編

第6節の規定、または、第1873-2条所定の手続が履行されたときは、本第3部第9編の2の規定が、適用されうるものとし、その場合、反対の合意がある場合を除き、全社員が共有財産の管理者とみなされる。

(匿名私会社の解散)

**第1872-2条** ① 匿名私会社の存続期間が不確定である場合には、当該私会社の解散は、社員の1人により全社員に送付された通知が善意であり、かつ時宜を得ずになされたものではないことを満たしていることが立証されたときは、その通知からいつでも生じることができる。

② 別段の合意がなされていない限り、会社が解散されないうちは、いかなる社員も第1872条を適用して共有財産の分割を請求することはできない。

(本章の適用範囲)

**第1873条** 本章の規定は、事実上設立された会社に適用しうる。



# 商 法 典

## 第 1 部：法律

### 第 2 編 商社会社および経済利益団体

#### 第 1 章 前提規定

翻  
訳

(商社会社識別の基準)

L. 210-1 条 ① 会社の商事性格は、その形態または目的により決定される。

② 合名会社、合資会社、有限会社および株式発行会社は、その目的にかかわらず、その形態により商事とする。

(1966年7月24日法律第66-537号1条)

(定款の記載・存続期間)

L. 210-2 条 形態・99年を超えることができない存続期間・社名・会社の住所・会社の目的および会社資本の総額は、会社の定款をもって定められる。

(1966年7月24日法律第66-537号2条)

(存続期間)

R. 210-2 条 ① 会社の存続期間は、商業及び会社登記簿への会社の登録の日から起算される。

② 会社は、1回または数回延長されることができる。各延長は、99年を超えることができない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号2条)

(国籍・会社の住所)

L. 210-3 条 ① その住所がフランス領内に存在する会社は、フランス法に服する。

② 第三者は、定款上の住所を主張することができる。ただし、会社の事実上の住所が他の場所に存在するときは、会社は、定款上の住所を第三者に対抗することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号3条)

(公示の手續)

L. 210-4 条 会社の設立に際し必要な、または設立後に行爲もしくは決議のなされた場合に必要な公示手續は、コンセイユ・デタ<sup>(43)</sup>の議を経たデクレにより定められる。

(1966年7月24日法律第66-537号4)

(掲載)

R. 210-16条 通知書または公告による公示は、民事及び商事公告官報または会社住所の県内の法定公告受理資格を有する新聞紙もしくは義務的法定公告公報への掲載により行われる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号281条)

(付託)

R. 210-17条 証書または書類の付託による公示は、本法典第1部第2編第3章第1節所定の要件の下に、当該登記簿に対する添付書類として商事裁判所書記課において行われる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号282条)

(手續・受任者)

R. 210-18条 ① 公示の手續は、会社の法定代表者の申立により、かつその責任において行われる。

② 会社の設立もしくは定款の変更以外を対象とする公示手續がなされずまたは不正規になされた場合で、かつ会社に催告が送付された日から起算して1月内に会社がその状態を正規化しないときは、すべての利害関係人は、レフェレをもって決定する商事裁判所長に対し、その手續を履行する任務を負う受任者1名の選任を請求することができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号283条)

(命令の謄本)

R. 210-19条 申立にもとづきまたはレフェレをもって、裁判所長の命令<sup>(44)</sup>により決定されることを本編が定めているすべての場合において、前記命令の謄本1通は、商業及び会社登記簿に添付されている会社記録簿に、書記官により付託される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号284条)

---

(43) Conseil d'État

(44) ordonnance

(インターネット・サイトの整備)

R. 210-20条 株式が規制市場における取引を認められる会社は、株主への情報提供義務を果たすために、インターネット・サイトを整備しなければならない。<sup>翻</sup>  
(2010年6月23日デクレ第2010-684号9条)

(有限会社・株式発行会社の公示すべき行為および事項の第三者に対する対抗力)

訳

L. 210-5条 ① 公示しなければならない行為および事項の、民事及び商事公告官報への公示後15日以内になされた有限会社および株式発行会社の活動に関しては、当該行為および事項は、その公告を知ることが不可能であったことを立証する第三者に対して対抗することができない。

② (2008年8月4日法律第2008-776号56-II条)《第1項所定の日は、単独社員である自然人がその会社の業務執行または職務<sup>(45)</sup>に関し個人責任を負う有限会社および簡易株式発行会社について、その行為および事項の商業及び会社登記簿への登記の日から起算する。》<sup>(46)</sup>

③ 有限会社および株式発行会社に関する行為および事項の公示において、商業及び会社登記簿に登録された文言と民事及び商事公告官報の公告文言とが一致しないときは、民事及び商事公告官報の文言を第三者に対抗することができない。ただし、第三者は、商業及び会社登記簿に登録された文言を第三者が知っていたことを会社が立証しない限り、民事及び商事公告官報の文言を主張することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号4-1条)

(法人格・設立中の会社のためになされた行為の引継)

L. 210-6条 ① 商事会社は、商業及び会社登記簿への登録の日から法人格を享有する。会社の正規の組織変更は、新たな法人格を創設しない。延長についても同様とする。

② 会社が法人格を取得する前に設立中の会社の名において行為した者は、正規に設立されかつ登録された後に会社が締結された契約を引き継がない限り、

(45) gérance

(46) présidence

なされた行為について無限かつ連帯の責任を負わなければならない。会社が引き継いだ場合には、その契約は当初から会社によって締結されたものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号5条)

(設立中の有限会社のためになされた行為の引継)

**R. 210-5 条** ① 有限会社の設立の際に、設立中の会社のためになされた行為の一覧表は、会社に対して効力を生じることになる契約につき各行為ごとに印を付して、定款の署名前に社員に提示される。

② 当該一覧表は、会社が商業及び会社登記簿へ登録されたときに、その署名が会社による契約の引き継ぎをもたらす定款に添付される。

③ 加えて、社員は、定款においてもしくは別個の証書により、1人もしくは数人の社員に対しましては選任された非社員である業務執行者に対し、会社のために契約をなすことを委任することができる。契約が確定しかつその態様が委任によって明確にされていることを条件として、会社の商業及び会社登記簿への登録は、当該会社によるその契約の引き継ぎをもたらすものとする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号26条)

(設立中の公募をしない株式発行会社のためになされた行為の引継)

**R. 210-6 条** ① 公募をしない株式発行会社の設立の際に、設立中の会社のためになされた行為の一覧表は、会社に対して効力を生じることになる契約につき各行為ごとに印を付して、R. 225-14条所定の要件のもと、株主の閲覧に供されなければならない。

② 当該一覧表は、会社が商業及び会社登記簿へ登録されたときに、その署名が会社による契約の引き継ぎをもたらす定款に添付される。

③ 加えて、株主は、定款においてもしくは別個の証書により、1人もしくは数人の株主に対し、会社のために契約をなすことを委任することができる。契約が確定しかつその態様が委任によって明確にされていることを条件として、会社の商業及び会社登記簿への登録は、当該会社によるその契約の引き継ぎをもたらすものとする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号74条)

(設立中の公募を行う株式発行会社のためになされた行為の引継)

**R. 210-7 条** ① 公募を行う株式発行会社の設立の際に、L. 210-6 条 2項に従って、設立中の会社のためになされた行為は、取締役会または業務監査役会の原始構成員および最初の会計監査役が選任された後、創立総会の議に付される。

② 発起人の報告は、これらの各行為を列挙し、かつ会社に対して効力を生じることになる契約を表示する。

③ 創立総会が会社に対しその計算においてこれらの行為を引き継ぐことを授權する場合、かかる決定は、L. 210-6 条 2 項所定の要件のもと、商業及び会社登記簿への会社の登録後にのみ、その効力を有する。

④ 創立総会はまた、取締役会または業務監査役会の原始構成員の資格において選任された 1 人または複数の者に対し、会社のために契約をなすことを委任することができる。契約が確定されかつその態様が明確にされていることを条件として、会社の商業及び会社登記簿への登録は、会社によるその契約の引き継ぎをもたらすものとする。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号 67 条)

(民事及び商事公告官報への公示)

**R. 210-8 条** 会社の設立は、商業及び会社登記簿への登録の後、R. 123-155 条に従い、民事及び商事公告官報への公示の対象となる。

(1967年 3 月 23 日デクレ第 67-236 号 286 条)

(設立の検査)

**L. 210-7 条** ① 商業及び会社登記簿に関する法律および規則の規定所定の要件の下において、その設立の正規性が管轄裁判所書記官により検査された後に、会社の登録手続きは行われる。

② 定款が本法および規則により要求されているすべての事項を記載していないとき、または会社設立のため法律および規則により定められた手続きがなされないか、もしくは不正規になされたときには、すべての利害関係人は、延滞料金を負担して、設立の正規化が命じられることを裁判上請求することができる。検察官も同様の目的のために行為をなす権限を有する。

③ 前項の規定は、定款の変更の場合にも適用される。

④ 第 2 項に定められた訴権は、商業及び会社登記簿への会社の登録のときから、または前記登記簿への変更登記もしくは前記登記簿に対する添付書類としての定款変更証書の付託のときから起算して、3 年の時効により消滅する。

(1966年 7 月 24 日法律第 66-537 号 6 条)

(訴訟の管轄)

**R. 210-12 条** ① L. 210-7 条所定の会社設立または定款変更の正規化訴訟は、商事裁判所に提訴される。

② 管轄裁判所は、会社住所が置かれている管轄区域の裁判所とする。

(1967年3月23日デクレ第67-236号3条)

フランス会社法  
(一)

(発起人および会社機関の原始構成員の責任)

L. 210-8 条 ① 会社の発起人ならびに業務執行・管理・指揮および監督機関の最初の構成員は、定款の義務的記載の欠缺により生じた損害、ならびに会社設立に関し本法および本規則により定められた手続の不作为または不正規な履行により生じた損害について連帯して、責任を負う。

② 前項の規定は、定款変更の場合において、当該変更の時に在職していた業務執行・管理・指揮・監督および検査機関の構成者に対しても、適用される。

③ 訴権は、第210-7条第4項所定のいずれか一方の手続の履行のときから起算して、10年の時効により消滅する。

(1966年7月24日法律第66-537号7条)

(定款の記載事項の欠缺)

R. 210-13 条 ① 本法または本規則により要求される1つまたは数個の事項が定款に記されていないときは、裁判所は、会社設立のときに必要とされるのと同一の要件のもとにおいて、定款が補完されることを命じる。

② 会社設立または定款変更について本法または本規則により定められた手続がなされずまたは不正規になされたときは、裁判所は当該手続の履行またはやり直しを命じる。加えて、裁判所は、脱落した手続または瑕疵を帯びた手続以降のすべての手続またはそのうちの特定の手続を同様にやり直すことを命じることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号4条)

(会社代表者の氏名公示の効果)

L. 210-9 条 ① 会社の業務執行・管理または指揮をする任務を負う者の選任が正規に公示されているときは、会社および第三者は、その契約を免れるために、その選任が不正規であることを主張することができない。

② 前項所定の者の選任または職務の停止が正規に公示されていない限り、会社はこれを第三者に対して主張することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号8条)

### 第3章 各種の商事会社に特有の規定

#### 第1節 合名会社

翻

(合名会社の本質)

L. 221-1 条 ① 合名会社の社員は、すべて商人の資格を有し、会社債務について無限かつ連帯の責任を負う。

訳

② 会社債権者は、裁判外の行為により会社に催告し会社を遅滞に陥らせた後にのみ、社員に対し会社債務の弁済を裁判上請求することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号10条)

(付遅滞の期間)

R. 221-10 条 ① 会社による弁済または担保の設定がない場合には、債権者は、会社に催告し、会社を遅滞に陥らせてから8日以後においてのみ、社員を裁判上訴えることができる。

② 当該期間は、レフェレをもって決定する商事裁判所長の命令により延長されることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号15条)

(社名)

L. 221-2 条 合名会社は、社名をもって表示され、1人または数人の社員の名をこれに付加することができ、かつ《合名会社》という文言が社名の直前または直後に記載されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号11条)

[参照条文] 後述 L. 221-17条参照。

(業務執行者)

L. 221-3 条 ① 定款に反対の定めのない限りすべての社員は業務執行者となるが、定款は、社員または非社員である1人もしくは数人を業務執行者に指名し、またはその後の行為によるその選任を規定することができる。

② 法人が業務執行者であるときは、その指揮者は、自己の名において業務執行者であるときと同一の条件および義務に服し、かつ同一の民事上および刑事

上の責任を負い、その者が指揮する法人の連帯責任を妨げない。

(1966年7月24日法律第66-537号12条)

(業務執行者の対内的権限)

L. 221-4 条 ① 社員間の関係において、定款上業務執行者の権限に制限がない場合には、業務執行者は、会社の利益において一切の業務執行行為をなすことができる。

② 業務執行者が数人ある場合には、すべての行為が終了する前にそれらの行為について各人に対して異議を述べる権利を除いて、業務執行者は前項所定の権限を各自保有する。

(1966年7月24日法律第66-537号13条)

(業務執行者の対外的権限)

L. 221-5 条 ① 第三者との関係において、業務執行者は、会社目的に含まれている行為により会社を拘束する。

② 業務執行者が数人ある場合には、業務執行者は前項所定の権限を各自保有する。他の業務執行者の行為に対して一業務執行者によりなされた異議は、第三者がそれを知っていたことが証明されない限り、第三者に対して効力を有しない。

③ 本条にもとづく業務執行者の権限を制限する定款条項は、第三者に対抗することができない。

(1966年7月24日法律第66-537号14条)

(業務執行の権限を越える決定)

L. 221-6 条 ① 業務執行者に認められた権限を越える決定は、社員の全員一致をもってなされる。ただし定款は、ある決定が定款の定める多数決をもってなされることを規定することができる。

② 定款は、総会の招集が社員の何人からも要求されないときは、その決定が書面決議の方法によりなされることを規定することもできる。

(1966年7月24日法律第66-537号15条)



(議事録)

- R. 221-2 条 ① 社員によるすべての決議は、招集の日付および場所・出席した社員の氏名・討議に付された書類および報告・議論の概要・表決に付された議案の内容および表決の結果を表示する議事録により確認される。議事録は、出席した各社員により署名されなければならない。
- ② すべての社員が業務執行者であるときは、業務執行者に認められた権限を越える決議のみが前項の規定に服する。
- ③ 書面決議の場合には、各社員の回答が添付されかつ業務執行者により署名された議事録に、当該決議に関する記載がなされる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号9条)

(議事録の作成方法)

- R. 221-3 条 ① R. 221-2 条前条所定の議事録は、会社住所に保管されている特別の帳簿上において作成され、商事裁判所の裁判官または小審裁判所の裁判官または会社住所地の市町村長あるいは助役により、通常的方式においてかつ無料で、番号とイニシャルを付される。
- ② しかしながら、議事録は、連続する番号を付したルーズリーフ上に作成され、前項所定の要件の下においてイニシャルを付され、かつこれにイニシャルを付した公印を押印することができる。ある紙片に一部でも記入されると、当該紙片は先に使用されたルーズリーフに付け加えられなければならない。当該紙片に対するすべての追加・削除・差替・置換は禁止される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号10条)

(議事録の謄本・抄本)

- R. 221-4 条 社員の決議に関する議事録の謄本または抄本は、1人の業務執行者により、合致しているものと証明される。会社の清算中において、その証明は1人の清算人により行われる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号11条)

(会計監査役を選任を要する会社)

- R. 221-5 条 ① 会計監査役を選任に関する L. 221-9 条 2 項が適用されるためには、貸借対照表の総額が155万ユーロ以上、売上の税抜価額が310万ユーロ以上、賃金労働者の平均人数が50人以上でなければならない。貸借対照表の総額・売上の税抜価額・賃金労働者の平均人数は、R. 123-200条 4 項・5 項・6 項に従って定められる。
- ② 会計監査役の任期終了前 2 会計年度の間、前記の 3 基準のうち 2 つについて、定められた数値を超過しなかったときから、会社は、会計監査役を選任する義務を負わない。
- ③ L. 221-9 条 3 項所定の場合において、会計監査役は、レフェレの形式をもつ

て決定する商事裁判所長の命令により選任される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号12条)

(会計監査役による年次計算書類等の監査)

**R. 221-6 条** 年次計算書類・事業報告ならびに、連結計算書類・企業グループの事業報告がある場合は当該計算書類および報告は、会社住所において、L. 221-7 条所定の総会招集の少なくとも1月前に、会計監査役の措置に委ねられなければならない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号12条-1)

(業務執行者でない社員の権利)

**R. 221-7 条** ① 年次計算書類・事業報告・提案された議案の原文ならびに、連結計算書類・企業集団の事業報告・年次計算書類および連結計算に関する会計監査役の報告がある場合は、当該計算書類・事業報告および会計監査役の報告は、L. 221-7 条所定の総会招集の少なくとも15日以前に社員に送付される。

② 総会前15日の期間内に、財産目録は、会社住所において社員の閲覧に供されることを要し、社員はこれを謄写することができる。

③ 本条の規定は、社員全員が業務執行者であるときは、適用されない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号12条-2)

(会計帳簿等の調査権)

**R. 221-8 条** ① L. 221-8 条の規定の適用に関して、業務執行者でない社員は、商業帳簿、会計帳簿、契約書、送り状、信書、議事録および一般に会社により作成されまたは受領されたすべての書類を、自ら会社住所において調査する権利を有する。

② 調査権は、謄写権を伴う。

③ 前記各項の権利の行使において、社員は、上級および下級裁判所により作成された名簿の1つの中から選ばれた専門家に自らを補佐させることができる。

(1967年3月23日デクレ第67-236号13条)

(持分譲渡の公示)

**R. 221-9 条** L. 221-14条により規定される公示は、公証形式において作成されたときは譲渡証書の謄本2通、私署によるときは原本2通を、商業及び会社登記簿に対する添付書類として付託することにより、履行される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号14条)

[参照条文] **R. 221-10条** (前述 L. 221-1 条の参照条文)

(計算書類の年次承認)

L. 221-7 条 ① 業務執行者により作成された事業報告・財産目録・年次計算書類は、当該会計年度終了の日から起算して6月の期間内に社員総会の承認に付される。

② 前項所定の書類および提案された議案の原文ならびに、会計監査役の報告・連結計算書類・企業グループの事業報告がある場合は、当該報告・計算書類および事業報告は、前項の目的のために、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより決定される要件および期間内に社員に報告される。本項およびその適用のために定められたデクレの規定に違反してなされた決議は、すべて取り消されることができる。

③ 本条およびその適用のために定められたデクレの規定に反するすべての条項は、記載が無いものとみなされる。

④ (2004年12月20日オルドナンス2004-1382号6条)《L. 225-100条3項ないし6項およびL. 225-100-1条は、持分の全部が次の形態のうち1つを有する法人により保有される場合には、事業報告に対して適用される：株式会社、株式合資会社、または有限会社。》

(1966年7月24日法律第66-537号16条)

[参照条文]

L. 238-1 条, R. 221-6 条および R. 221-7 条 (L. 221-6 条の参照条文)

(業務執行者でない社員の権利)

L. 221-8 条 業務執行者でない社員は、年に2回、会社の帳簿および書類を閲覧し、会社の業務執行に関する質問を書面で提出する権利を有し、その質問に対しては、同じく書面により回答されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号17条)

[参照条文] R. 221-8 条 (前述 L. 221-6 条の参照条文)

(会計監査役の選任)

L. 221-9 条 ① 社員は、L. 221-6 条所定の手続の下に、1人または数人の

会計監査役を選任することができる。

② 会社の会計年度の終了時に、次の基準のうち2つについて、コンセイユ・デタの議を経たデクレにより定められた数値を超過している会社は、少なくとも1人の会計監査役を選任する義務を負う：1 会計年度間の貸借対照表の総額・売上の税抜価額・賃金労働者の平均人数。

③ たとえ前項の数値に達しない場合でも、会計監査役1人の選任が、1人の社員により裁判上請求されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号17条-1)

[参照条文] R. 221-5 条 (前述 L. 221-6 条の参照条文)

(会計監査役の選任・欠格事由・兼任禁止・会計監査役を欠く場合等の総会決議の効力)

#### L. 221-10条

本条は、2005年9月8日オルドナンス2005-1126号20-Ⅲ条により廃止された。

(1966年7月24日法律第66-537号17条-2)

(株式会社の会計監査役に関する規定の準用)

#### L. 221-11条

本条は、2005年9月8日オルドナンス2005-1126号20-Ⅲ条により廃止された。

(1966年7月24日法律第66-537号17条-3)

(業務執行者の解任)

L. 221-12条 ① すべての社員が業務執行者であるとき、または社員の中から選ばれた1人もしくは数人の業務執行者が定款において指名されたときは、その1人の職務からの解任は、他の社員の全員一致においてのみ決定されることができる。その会社の継続が定款により定められていない限り、または他のすべての社員が全員一致において会社の継続を決定しない限り、業務執行者の解任は、会社の解散をもたらす。解任された業務執行者は、その場合に、社員権の償還を請求して、退社を決定することができ、この権利の評価額は民法典

第1843-4条に従って決定される。民法典第1843-4条に反するすべての条項は、記載が無いものとみなされる。

② 1人または数人の社員が、業務執行者であり、かつ定款により指名されていないときは、各業務執行者は定款所定の要件の下において、または当該要件を欠くときは、業務執行者であるか否かにかかわらず、他の社員の全員一致をもってなされる決定により、解任されることができる。

③ 社員でない業務執行者は、定款所定の要件の下において、または当該要件を欠くときは多数決においてなされた社員の決定により、解任されることができる。

④ 解任が正当な理由なく決定されたときは、その解任は損害賠償の事由となりうる。

(1966年7月24日法律第66-537号18条)

(持分に関する証券の発行禁止)

L. 221-13条 ① 会社持分は、有価証券により表章されることはできない。会社持分は、全社員の同意を伴ってのみ譲渡されることができる。

② これに反するすべての条項は、記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号19条)

(持分譲渡の対抗要件)

L. 221-14条 ① 会社持分の譲渡は、書面により証明されなければならない。その譲渡は、民法典第1690条所定の手続の履行後、会社に対して対抗することが可能となる。ただし、その通知は、譲渡証書の原本1通を会社住所において付託することにより代置されることができ、この付託を証明する書面は、付託と引き換えに業務執行者により交付される。

② 前項の譲渡は、その手続の履行に加え、商業及び会社登記簿への登録の後においてのみ第三者に対抗することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号20条)

[参照条文] 民法典1690条 (前述民法典1865条の参照条文) および R. 221-9条

(前述 L. 221-6 条の参照条文)

フ  
ラ  
ン  
ス  
会  
社  
法  
(一)

(社員の死亡と会社の存続)

L. 221-15条 ① 会社は、本条に別段の定めのある場合を除き、社員一人の死亡により終了する。

② 社員1人の死亡の場合に、会社はその相続人とともにまたは残存社員のみで存続すると約定されていたときは、当該約定の規定は、その相続人が社員になるためには会社により承認されなければならないと規定している場合を除き、遵守される。

③ 生存する配偶者ととともに、または1人もしくは数人の相続人とともに、または定款により指名されもしくは定款が認めるときは遺言条項により指名される他のすべての者とともに、会社が存続すると約定されているときも、同様である。

④ 会社が残存する社員をもって存続する場合には、相続人は単に会社の債権者となり、被相続人の社員権の評価額を請求する権利のみを有する。相続人が社員になるためには会社により承認されなければならないと約定されている場合に当該承認が拒否されたときにも、その相続人は、同様にその評価額を請求する権利を有する。

⑤ 会社が前記第3項所定の要件の下において存続する場合には、約定の受益者は、当該承継により自らに付与された社員権の評価額に応じた債務を負う。

⑥ 本条所定のすべての場合においては、社員権の評価額は、民法典第1843-4条に従い、死亡の日に決定される。

⑦ 会社が存続する場合においてかつ1人または数人の相続人が親権を解除されていない未成年者であるときは、当該未成年者は被相続人の相続財産価値を限度としてのみ、会社債務を負担する。加えて、会社は、死亡の日から起算して1年の期間内に、当該未成年者が有限責任社員となる合資会社に、組織変更されなければならない。これがなされるときは、会社は解散される。

(1966年7月24日法律第66-537号21条)

(社員の裁判上の清算等による会社の解散)

198(93) 法と政治 64巻1号 (2013年4月)

L. 221-16条 ① 裁判上の清算判決または全部譲渡の計画を停止する判決、商業的職業を営むことの禁止措置または無能力の措置が、社員の1人に対して(2005年7月26日法律2005-845号162-1条)《決定的になった》場合には、会社の存続が定款により規定されていない限り、または他のすべての社員が全員一致をもって会社の存続を決定しない限り、会社は解散される。

② 会社が存続する場合において、資格を失う社員に償還すべき社員権の評価額は、民法典第1843-4条の規定に従い決定される。民法典第1843-4条に反するすべての条項は、記載がないものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号22条)

(死亡した発起人社員名の社名中の使用)

L. 221-17条 ① 1967年4月1日の時点において、死亡した1人または数人の発起人である社員の名を社号中に使用していた合名会社は、L. 221-2条およびL. 222-3条の規定に拘りなく、社名中にその名を保持することを許可されることができる。

② コンセイユ・デタの議を経たデクレは、当該許可が従うべき要件を決定する。当該デクレは、さらに、司法上の命令にもとづく裁判管轄に対して、第三者により不服の意思表示がなされうる要件を定める。

(1966年7月24日法律第66-537号490条の2)

## 第2節 合資会社

(合資会社の本質)

L. 222-1条 ① 無限責任社員は、合名会社社員の地位を有する。

② 有限責任社員は、その出資額の限度までのみ、会社債務について責任を負う。その出資は、労務出資であってはならない。

(1966年7月24日法律第66-537号23条)

(合名会社に関する規定の適用)

L. 222-2条 合名会社に関する規定は、本章に別段の定めのある場合を除き、

合資会社に適用される。

(1966年7月24日法律第66-537号24条)

[参照条文]

(合名会社に関する規定の適用)

R. 222-1 条 第1章の規定は、合資会社に適用される。

(1967年3月23日デクレ第67-236号17条)

(有限責任社員の対外的業務執行行為)

R. 222-2 条 有限責任社員の意見および助言・検査および監督行為は、L. 222-6 条の意義における対外的業務執行行為を構成しない。

(1967年3月23日デクレ第67-236号18条)

(有限責任社員の権利行使)

R. 222-3 条 有限責任社員は、R. 221-8 条所定の要件の下において、L. 222-7 条により示された権利を行使する。

(1967年3月23日デクレ第67-236号19条)

(合資会社の社名)

L. 222-3 条 合資会社は社名をもって表示され、1人または数人の社員の名をこれに付加することができ、かつ《合資会社》という文言が社名の直前または直後に記載されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号25条)

(定款の記載事項)

L. 222-4 条 会社の定款には、以下の事項を記載しなければならない：

- 1号 全社員の出資の金額または評価額
- 2号 前号の金額または評価額における各無限責任社員または有限責任社員の持分
- 3号 利益の分配および清算剰余金に対する無限責任社員の全持分および各有限責任社員の持分

(1966年7月24日法律第66-537号26条)

(社員の決議)

200(91) 法と政治 64巻1号 (2013年4月)



L. 222-5 条 決議は、定款により定められた要件においてなされる。ただし、総社員から成る総会の招集は、無限責任社員の1人または有限責任社員の数および資本の4分の1により要求された場合に、正当なものになる。

(1966年7月24日法律第66-537号27条)

(有限責任社員による対外的業務執行の禁止)

L. 222-6 条 ① 有限責任社員は、代理によるとしても、いかなる対外的な業務執行行為をなすことができない。

② 前項所定の禁止に違反した場合には、当該有限責任社員は、禁止された行為から生じた会社の債務および契約について、無限責任社員と連帯して責任を負う。当該有限責任社員は、当該行為の数または重要性に応じ、会社のすべての契約またはそのいくつかのみについて連帯して責任を負うことを宣告されることができる。

(1966年7月24日法律第66-537号28条)

[参照条文] R. 222-2 条 (前述 L. 222-2 条の参照条文)

(有限責任社員の監視権)

L. 222-7 条 有限責任社員は、年に2回、会社の帳簿および書類を閲覧し、かつ会社業務についての質問を書面により提出する権利を有する。これに対しても、書面により回答されなければならない。

(1966年7月24日法律第66-537号29条)

[参照条文] R. 222-3 条 (前述 L. 222-2 条の参照条文)

(会社持分の譲渡)

L. 222-8 条 I 会社持分は、社員全員の同意がある場合のみ、譲渡されることができる。

II ただし、定款は以下のように規定することができる：

1号 有限責任社員の持分は、社員間において自由に譲渡することができる。

2号 有限責任社員の持分は、無限責任社員の全員ならびに有限責任社員の数および資本の過半の同意がある場合に、会社外部の第三者に譲渡されることができる。

3号 無限責任社員は、その持分の一部を、有限責任社員または会社外部の第三者に対して、前記第2号所定の要件の下において譲渡することができる。

(1966年7月24日法律第66-537号30条)

(夫婦財産制に属する共通財産の譲渡等)

**民法典1424条** ① 夫婦は、単独で、共通財産に属する不動産、営業財産および営業を譲渡しまたはこれに物権を設定することはできず、また譲渡しえない社員権および譲渡が公示の対象となる有体動産についても同様である。夫婦は、単独で、かかる行為から生じる財産を受領することができない。

② 夫婦は、同様に、単独で、信託財産になっている共通財産を移転することができない。

(定款の変更)

**L. 222-9条** ① 社員は、全員一致でなければ会社の国籍を変更することはできない。

② 他のすべての定款の変更は、無限責任社員の全員ならびに有限責任社員の数および資本の過半の同意をもって決定されることができる。

③ 多数決に関し、より厳格な要件を規定する条項は、記載が無いものとみなされる。

(1966年7月24日法律第66-537号31条)

(社員の死亡)

**L. 222-10条** ① 会社は、有限責任社員の死亡にもかかわらず存続する。

② 無限責任社員の死亡にもかかわらず、会社がその相続人とともに存続すると約定されている場合に、その相続人が親権を解除されていない未成年者であるときは、有限責任社員となる。死亡した社員が唯一の無限責任社員であり、かつその相続人がすべて親権を解除されていない未成年者であるときは、死亡した日から起算して1年の期間内に、新たな無限責任社員による交替または会

社の組織変更が行われなければならない。これがなされないときは、会社はその期間満了の日に当然に解散される。

(1966年7月24日法律第66-537号32条)

翻

(無限責任社員の破産等)

L. 222-11条 無限責任社員の1人に関する更正手続もしくは裁判上の破産手続、無限責任社員の1人に科された商業的職業を営むことの禁止または無能力の場合に、他の1人または数人の無限責任社員が存在するときは、会社の存続が定款により規定されない限り、または社員が全員一致により決定しない限り、会社は解散される。この場合においては、L. 221-16条2項の規定が適用されることができる。

訳

(1966年7月24日法律第66-537号33条)

(合名会社に関する規定の適用)

L. 222-12条 L. 221-17条の規定は、(2003年1月3日法律2003-7号50-II条により改正)《合資》会社に適用される。